

平成30年第3回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成30年9月13日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 武澤 豪	2番 北上 正弘
3番 後藤 修	4番 坂東 重夫
5番 藤本 功男	6番 笠井 安之
7番 中野 厚志	8番 笠井 一司
9番 川人 敏男	10番 檜原 伸
11番 松村 幸治	12番 吉田 稔
13番 森本 節弘	15番 檜原 賢二
16番 木村 松雄	17番 阿部 雅志
18番 出口 治男	19番 原田 定信
20番 三浦 三一	

欠席議員（1名）

14番 江澤 信明

会議録署名議員

11番 松村 幸治 12番 吉田 稔

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 藤井 正助	副市長 町田 寿人
政策監 木具 恵	教育長 坂東 英司
企画総務部長 安丸 学	市民部長 三浦 康雄
健康福祉部長 野崎 圭二	産業経済部長 阿部 芳郎
建設部長 川野 一郎	教育部長 妹尾 明
会計管理者 阿部 守	企画総務部次長 坂東 孝一
市民部次長 矢田 正和	健康福祉部次長 寺井 加代子
健康福祉部次長 大森 章司	産業経済部次長 岩佐 賢二
建設部次長 猪尾 正	教育部次長 湯藤 義文
教育部次長 吉川 和宏	吉野支所長 藤川 靖人
土成支所長 井上 百合子	阿波支所長 塩田 英司

水道課長 藤野 芳 大

農業委員会事務局長 石 川 久

監査事務局長 阿 部 仁 子

財政課長 稲 井 誠 司

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 那 須 啓 介

事務局議事総務課長 笠 井 久美代

事務局議事総務課主査 藤 岡 知 寛

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前10時00分 開議

○議長（森本節弘君） 現在の出席議員数は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（森本節弘君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回到引き続き行います。

まず初めに、3番後藤修君の一般質問を許可いたします。

3番後藤修君。

○3番（後藤 修君） 議長からご指名がございましたので、ただいまから3番後藤修が一般質問をいたします。

本日最初の質問者ですので、元気で簡潔明瞭に質問したいと思います。

今回は、大枠で5問の質問をさせていただきます。

1問目は、平成31年から32年度に実験運行されるデマンド型乗り合い交通、デマンド交通について、2問目は、建築基準法施行令に違反しているブロック塀について、3問目は、阿波市役所での障害者雇用について、4問目は、発災時の避難場所の案内について、5問目は、阿波市生涯学習推進映画についてです。

まず、1問目の1点目の質問に入りたいと思います。

近隣の美馬市では、デマンド交通の利用開始前に事前に利用登録申請書を提出し、それにより申請者宅まで車両が入れるか、また利用に伴い問題がないか調査しています。そのため、4月1日より運行するに当たり、かなり前にその登録申請をする必要があると思われる。

1点目として、阿波市でもデマンド交通の利用登録を実施するのか。利用登録を実施する場合、いつごろから開始されるのか。2点目として、利用者が利用率が高いと思われる、免許を持ってない高齢者や持病者のニーズとして、吉野川医療センターや鴨島駅経由の病院、徳島大学医学部とか、徳島中央病院が考えられます、以上のことを踏まえ、市外吉野川医療センター、鴨島駅への利用は可能なのか。以上2点を一括で答弁願います。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 皆さんおはようございます。

議長の許可をいただきましたので、後藤議員の一般質問、デマンド型乗り合い交通について2点ご質問をいただいております。順次お答えを申し上げます。

まず、1点目のデマンド交通の利用登録は実施するのか、利用登録を実施する場合は、いつごろから開始するのかについてお答えを申し上げます。

本市では、将来にわたる持続可能な公共交通網の実現を図ることを目的として、平成29年度阿波市地域公共交通網形成計画を策定し、来年度の実験運行を目指し準備を進めているところでございます。

まず、本市で進めております交通方法につきましては、デマンド型乗り合い交通予約型、自宅から指定場所間連絡交通と言われるもので、決められた運行時刻に利用者の事前予約により、自宅前で乗車し、指定場所で降車するシステムとなります。議員ご質問の利用登録を実施するのか、また実施する場合は、いつごろから開始されるのかにつきましては、デマンド型乗り合い交通は、利用者の自宅の位置を確認し、配車の手配等を速やかに行う必要がありますので、事前登録をいただくことにさせていただきます。時期につきましては、年明け1月ごろを考えてございます。

続きまして、2点目の市外の利用は可能なのかについて、ご質問にお答えを申し上げます。

計画では、乗車場所は基本的に自宅とし、降車場所は、エリア外を含めて、市民のアクセスニーズが高い場所を指定場所として設定することとしております。そのため、吉野川医療センターのように、広域のニーズに対応した施設や交通結節点となる鉄道駅へのアクセスは、希望が多くあれば、近接の市外でも、乗車場所として設置を検討する必要があると考えております。その際には、市外の施設への乗り入れについて、その地域の公共交通会議、もしくは公共交通活性化協議会等の了承をいただき、同時に施設管理者の同意も必要となります。また、市外への運行は、移動距離が長く、移動に時間を要することから、次の目的地への移動が制限をされ、多くの市民の皆様の要望に応えられない可能性があり、現時点では市外の施設への乗り入れにつきましては、利用登録時に利用したい目的地の調査を実施いたしまして、その調査によって検討をしてみたい、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 後藤修君。

○3番（後藤 修君） 1点目の質問の答弁で、利用登録は1月ごろと了解しました。

2点目の質問の市外吉野川医療センターと鴨島駅は、希望者が非常に多いと思います。

4月1日の運行に向けて、重ねて要望したいと思います。答弁は不要です。

次の質問に移ります。

2問目の建築基準法施行令に違反しているブロック塀について。

1978年の宮城県沖地震では、ブロック塀や門柱の倒壊で18人が犠牲になり、1981年の建築基準法施行令改正が規定されました。しかしながら、6月18日の大阪北部を震源とした地震では、その教訓を生かせず、幼い命が亡くなったことは、まだ記憶に新しいと思います。

この写真は7月3日に撮ったもので、八幡小学校のブロック塀です。（写真を示す）この日の私のフェイスブックの一部を話しさせていただきます。「本日の徳島新聞に八幡小学校のブロック塀について記事がありました。先ほど撮影した、実際の写真を添付いたします。4年前に施工された新しい塀であり、直ちに倒壊するおそれはありません。グラウンド内にも一部ロープを張り、注意喚起の張り紙もありました。フェンスがあつてブロック塀、建築基準法に違反しているものがなぜできたのか、経緯を調べる必要があります。スクールゾーンには、私有のブロック塀でも、控え壁のない、酸性雨で朽ちた、危ない塀がたくさんあります。撤去費用を補助する自治体も出てきています」以上が7月3日の私のフェイスブックの内容です。この内容の一部は、6月の教育委員会定例会を傍聴させていただき知り得た情報から100%安全とは言えませんが、市民の皆さんが少しでも安心していただけるように発信させていただきました。

このパネルは、（写真を示す）手前にブロック塀、後方にフェンス、二重構造となっている違法ブロック塀です。（写真を示す）こちらのパネルは、危険なブロック塀が除去された、全面フェンスが施工された写真です。八幡小学校のホームページでも、注意喚起の掲載された記事を見せていただきました。また、市民の方の意見でも、私たちにはもう少しすると公共交通が必要になる、しかし小さい子どもたちの命を守るために、古いブロック塀や老朽化した空き家も何とかしてほしい、そんな言葉をたくさんいただきました。

質問に移ります。

質問の1点目として、八幡小学校の控え壁のない壁がどうしてできたのか、その経緯。

2点目として、今後法令遵守を進める上で、どのように改善していくのか。3点目とし

て、その他の施設のブロック塀について今後どう対応するのか。4点目として、私有ブロック塀撤去について、撤去費用の一部を市で補助できないか。以上4点を一括して質問いたします。答弁願います。

○議長（森本節弘君） 妹尾教育部長。

○教育部長（妹尾 明君） 議長の許可をいただきましたので、後藤議員の一般質問の2問目、建築基準法施行令に違反しているブロック塀についての1点目、八幡小学校の控え壁のない壁がどうしてできたのか、その経緯と2点目、今後法令遵守を進める上でどのように改善していくのかについて答弁させていただきます。

平成30年6月18日の大阪府北部を震源とした地震により、学校施設のブロック塀が倒壊し、登校中の女子児童がその塀に挟まれて亡くなるという痛ましい事故が発生いたしました。この事故を受けまして、阿波市教育委員会におきましても、改めて学校施設における児童・生徒の安全対策及び施設の安全を確保するために、翌19日から市内7幼稚園及び休校を含めた15の小・中学校の緊急安全点検を実施いたしました。その結果、ブロック塀等を有していたのは、小学校では11校中の一条小学校、柿原小学校、土成小学校、八幡小学校の4校、中学校では4校中の市場中学校の1校で、計5校でございました。幼稚園7園は、ブロック塀等を有しておりませんでした。そのうち、八幡小学校の運動場北側の道路に面したブロック塀は、簡易検査での結果、危険性は低いのですが、高さが1.2メートルから1.3メートル、長さが24メートルで、控え壁がなく、これが建築基準法施行令の控え壁の設置基準を満たしておりませんでした。

ご質問1点目の控え壁のない壁がどうしてできたのかにつきましては、八幡小学校の現校舎は、昭和52年1月に建築されましたが、当該ブロック塀につきましては、いつごろ設置されたか、設置当時どのような経緯で仕様が決定されたかについては、記録が残っておりませんでした。また、議員申されたように、平成25年度に当該ブロック塀の一部が道路拡幅工事に伴い、現在の位置に原形復旧として改修されております。

次に、2点目、今後法令遵守を進める上でどのように改善していくのかについてでございますが、本来ブロック塀はプライバシーの確保や防犯、防火など、私たちの暮らしを守る重要な役割を果たします。学校施設は、児童・生徒だけでなく、災害時には市民の避難者の命も預かるため、安全対策に万全を期すことは当然の責務となります。今回、基準不適合と判明いたしました八幡小学校のブロック塀につきましては、8月末より改修工事に着手いたしました。現在、先ほどごらんになったとおりでございますが、ブロック塀の撤

去は完了し、それにかわるフェンスの設置は、まだ工事中でございます。また、今回基準適合と判断した他の小・中学校のブロック塀等につきましても、経年劣化等の理由により、設置当初の構造上の安全性が保たれていないことも想定されるため、安全性確保の観点から、計画的に改修、補修を行うこととし、より一層安全対策を図り、適切な維持管理に取り組んでまいりたいと考えております。このような取り組みを進めるとともに、法令の周知に努め、設置基準を満たさない事例が起こらないよう取り組んでまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、後藤議員の一般質問2問目の3点目、その他の施設のブロック塀について今後どう対応するのかについてお答えを申し上げます。

まず、学校施設を除いた本市の公共施設、これ公園も含みますけれども、418施設ありまして、そのうち39施設にブロック塀がございます。本年6月に起きました大阪府北部地震でのブロック塀倒壊による小学生死亡事故を受け、公共施設全般的にブロック塀の安全点検を行ったところでございます。建築基準法施行令におけるブロック塀の基準につきましては、塀内部の鉄筋の間隔や基礎の根入れの深さなども定められておりますが、内部の点検につきましては、時間や費用を要するため、学校施設や利用頻度、塀と民家が近隣しているなどの理由で危険度が高いと判断し、撤去方針を決めた施設が6カ所ございます。この箇所につきましては、既に速やかに対応しております。それ以外の公共施設におきましては、ブロック塀の診断カルテにより点検を行っております。その結果、危険であり、早急な対策撤去を行うこととされるブロック塀はありませんでしたが、注意を要するとされたものが10カ所確認をしております。この10カ所につきましては、スピード感を持って対策を考え、適正な対応をしてまいりたいと、このように考えております。ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とします。

○議長（森本節弘君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 議長の許可をいただきましたので、後藤議員の一般質問の2問目、建築基準法施行令に違反しているブロック塀についての4点目、私有ブロックのブロック塀撤去費用の一部を市で補助できないかのご質問にお答えいたします。

ブロック塀は、プライバシーの保護や防犯、防火などに役立つ一方、現行の建築基準法施行令の構造基準を満たさないものについては、大規模地震が発生した場合、倒壊等により人命にかかわる重大事故につながる危険性があります。このことを受け、本市では、広報阿波8月号において、市民の皆様に対し、地震に備えたブロック塀の点検をお願いする文章を掲載するとともに、市民の皆様より依頼があれば、営繕課職員が現地に出向き、四国住まいづくり推進協議会が作成しました診断カルテにより、既存のブロック塀の診断を実施しております。また、診断結果により早急な対応が必要な案件につきましては、工法や施工業者等の相談などのサポートも行っております。

議員ご質問の私有ブロックのブロック塀撤去費用の一部補助についてであります。現在徳島県内でブロック塀助成制度を設けている自治体は、24市町村のうち、徳島市、吉野町の2市町であり、近隣の吉野川市、美馬市においては、9月定例会に提案する予定であると聞いております。現在、国土交通省においては、危険性があるブロック塀の撤去や補修を促すべく、自治体への交付金について検討中であり、また県においても、ブロック塀撤去に係る市町村補助について、9月定例会に提案するとの新聞報道がございました。このことから、本市においても、この動向を見据えながら、県内他市町村の動きも注視しまして、ブロック塀撤去費用の助成について早急に検討してまいります。

今後におきましても、通学路の安全確保や災害発生時の避難路確保のため、ブロック塀所有者の皆様に対し点検の必要性についてご理解をいただくよう周知を行い、災害から市民の皆様生命、財産を守るまちづくりに努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（森本節弘君） 川野建設部長、私有ブロック塀の撤去費用の一部補助について、24市町村のうち徳島市と、今吉野町と申し上げました。石井町の間違いだと思えます。訂正させていただきます。

（建設部長川野一郎君「はい、済いませんでした」と呼ぶ）

後藤修君。

○3番（後藤 修君） 1点目の答弁の中で、原形復旧の記録は残っていないとありましたが、今後は当該部門と連携して、記録を共有してチェックしていただければと思います。2点目については、維持管理のチェック体制の強化、3点目についても、スピード感を持って対策という言葉をいただきまして、安心しました。4点目の川野建設部長の答弁

でも、災害から市民の皆様の生命、財産を守るまちづくりを努めてまいります、こういうふうな献身的な言葉をいただき、感銘しました。

ひとつ私の情報として、県では、平成30年度9月補正予算で、ブロック塀等安全対策事業として総額9億2,400万円の緊急対策を行うと、情報もあります。内容については、ほぼ県有施設になりますが、避難所等市町村対策支援として2,000万円、民間施設対策支援として3,400万円が計上予定と聞いております。阿波市においても、県有施設はたくさんあります。市長、副市長、政策監のご尽力で、その県の支援事業の予算づけを一施設でも一円でも多く取りつけていただけるようお願いいたします。この件に関しては、答弁は不要です。

次に移ります。

3問目の阿波市役所での障害者雇用について。

阿波市での障害者雇用状況、雇用比率は、どの程度か。現状の雇用率については、昨日の吉田議員の答弁がありましたので、私の質問として少し掘り下げて質問をしたいと思います。

法定雇用率の5年ごとの見直しに当たり、平成33年4月より0.1%ずつ引き上げる予定であり、30年、2.5%、33年、2.6%、38年には2.7%になる可能性があります。30年、本年の2.5%は既にクリアしていますが、1名でも欠員すれば、法定雇用率を下回ることとなります。以上のことを踏まえ、法定雇用率の引き上げ、または欠員にも備え、今後どのように対応されるか、答弁願います。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、後藤議員の一般質問、阿波市での障害者雇用状況について、雇用比率も含めて、どのような程度かということでご質問をいただいております。お答え申し上げます。

昨日、吉田議員の一般質問にもお答えをいたしました。まず障害者の雇用の促進等に関する法律におきまして、全ての事業主は障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、その有する能力を正当に評価し、その雇用の安定を図るよう努めなければならないと、このようにされております。さらに、国及び地方公共団体は、障害者の雇用について、事業主、その他国民一般の理解を高め、障害者の福祉に関する施策と有機的な連携を図りつつ、総合的かつ効果的に推進するよう努めることが求められております。

現在、国及び地方公共団体の障害者の雇用の促進等に関する法律及び障害者の雇用の促

進等に関する法律施行令により、障害者の法定雇用率は、経過措置により2.5%となっておりますが、この経過措置は今後廃止をされまして、障害者の法定雇用率は、議員もご案内ございましたように、2.6%となることになっております。

現在の本市におけます障害者雇用率は2.58%となっており、法定雇用率を達成しているところではございますが、今後におきましても、障害者の方の職業の安定を図るため、状況に応じ、障害者の方を対象とした採用枠を設けた職員採用試験を実施したいと考えております。また、障害者の就労体験について、可能な限り受け入れをさせていただき、就労体験等を通じて市役所内の仕事について理解をいただき、市役所への採用を希望される方は、採用試験の実施状況をご確認いただき受験をしていただきたいと思います、このように考えております。

今後におきましても、障害者の方の雇用に努め、障害者雇用の安定を図ってまいりたい、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 後藤修君。

○3番（後藤 修君） 既に、吉野川市では、平成29年6月1日の時点で雇用率は3.18%、藍住町では5.3%を確保しております。また、障害者雇用の制度には、重度身体障害者、重度知的障害者については、1名を2名として計算できるダブルカウント制があります。制度にとらわれず、阿波市でも独自に、先ほど安丸企画総務部長から話がありました、就労体験からの採用、これについて積極的に行っていただき、雇用率を高めていただければと思います。

次の質問に移ります。

4点目の発災時の避難場所の案内について。

避難場所の一覧を一部抜き出したものです。（資料を示す）見ていただければわかるように、吉野のコミュニティーセンター、吉野中学校体育館、吉野スポーツセンター、八幡公民館、洪水の区分では、4つとも三角になっています。しかし、内水氾濫では、吉野町の3カ所については、丸になっています。八幡公民館については、バツになっています。八幡公民館は、そもそも三角が1つ、バツが3つの避難所で、なぜ指定緊急避難場所になっているかが疑問です。

先日の台風21号に関しても、大影地区の市民の方から意見をいただきました。一文読み上げます。「今回の台風接近で特に意識したのは、避難準備情報、高齢弱者準備開始な

ど、避難勧告が出ても、山間部では、市場コミュニティーは遠いし、大俣公民館が開設されたころには危険で高齢者は到底無理だと思います、近所の五明の避難準備情報が出たときには、五明活性化センターは避難所に開設されるのに、同じ山でも随分遠くに避難しなければならないと思います」このような貴重なご意見をいただきました。また、阿波町でも、開設されていない公民館に避難された方もいらっしゃったとも聞いています。気象異常がふえている今日、避難情報の出し方や避難所一覧やハザードマップのこれらの見直しも必要ではないでしょうか。

以上のことを踏まえ、避難場所の指示が適時適切に指示されているかについて答弁願います。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、後藤議員からの一般質問、発災時の避難場所の案内について、1点目ですね、避難場所の指示は適時適切に指示されているのかについてお答え申し上げます。

本年におきましては、7月に発生をいたしました西日本豪雨災害を初め、徳島県には相次ぎ台風が上陸をいたしまして、大きな被害をもたらしていることから、今後も台風など、自然災害の発生を危惧しているところでございます。非常に大型の台風でありました台風21号への対応状況につきましてご説明し、ご質問にお答えをしたいと思います。

まず、9月4日、暴風警報発表後、水防本部を設置をいたしまして、直ちに各地区に避難所を開設するとともに、市内全域に避難準備、高齢者等避難開始を発令し、その後市場地区の山間部の一部に土砂災害警戒情報が発表されたため、避難勧告をあわせて発令いたしました。その結果、19世帯24名の避難者を受け入れ、災害発生に備えておりましたが、人的被害、大きな物的被害もなく、無事水害本部の解散に至っております。

台風21号におきます避難所の開設につきましては、大雨による洪水等が想定されたことから、地域防災計画に定めております、32カ所の指定避難所のうち、内水の洪水、氾濫がない避難所を選定しております。地区別では、阿波地区では阿波農村環境改善センター、市場地区は市場コミュニティーセンター、土成地区は土成コミュニティーセンター、吉野地区は吉野コミュニティーセンターを避難所としております。

また、内水の洪水、氾濫のおそれのある場合の地区別避難所は、少しちょっとわかりづらいですけれども、さきに説明をいたしました避難所とあわせて、阿波地区は林公民館、久勝公民館、市場地区は大俣公民館、八幡小学校体育館、土成地区は土成中学校体育館、

吉野地区は吉野中学校体育館を選定していることとしております。

また、台風襲来時の避難情報は、避難時の安全性を確保するため、明るい時間帯に避難行動ができるよう早目に発令をいたしまして、避難所を開設をしております。一方、気象状況などの急な悪化に伴い災害発生のおそれがある場合には、昼夜を問わず避難情報を発令する場合がありますが、特に夜間の避難所への移動は、かえって危険だと判断された場合には、近隣の安全な場所への避難や屋内での斜面に面していない2階への避難をお願いしております。

本年度におきまして、昨年県が公表いたしました中央構造線活断層地震の被害想定や各支所の交流防災広場の整備などを進めていることから、地域防災計画を改定することとしており、あわせて議員ご提言のとおり、指定緊急避難場所や指定避難所も見直すこととしておりますが、改定後、新たな避難所情報の提供を行ってまいります。市民の皆様方には、いま一度各戸にお配りをしております地区別の総合ハザードマップをご確認いただいたらと、このように思います。

今後におきましては、市民の皆さんの安全と安心を確保するため、自然災害を迎え撃つ備えを行い、全力で防災・減災対策に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 後藤修君。

○3番（後藤 修君） わかりました。

地域防災計画を改定するに当たり、地域の自治会長、消防団、防災士等の地域住民を巻き込んだる作成をお願いしたいと思っております。

次の質問に移ります。

5問目の阿波市生涯学習推進映画について。

私も、毎回拝見させていただいておりますが、空席がいつも50から100席あります。それを踏まえ、質問として、入場整理券の発行枚数、現状500枚をホール座席数645席と同席にできないか、これについて答弁願います。

○議長（森本節弘君） 妹尾教育部長。

○教育部長（妹尾 明君） 議長の許可をいただきましたので、後藤議員の一般質問の5問目、阿波市生涯学習推進映画についての入場整理券の発行枚数、現状500枚をホール座席数645席と同数にできないかについて答弁させていただきます。

阿波市生涯学習推進映画会は、年間2回、8月と12月にそれぞれ午前と午後の2作品

の上映を開催しております。毎回、大変多数の方にご鑑賞いただき、まことにありがとうございます。

ご質問の入場整理券につきましては、今年の8月の映画会から、ポスターの表示は500枚となっておりましたが、非常に好評で申込者が多数おいでたため、約60枚の追加配布をいたしまして、一般席560枚と招待券、生涯学習推進員でございますが、約30枚、合計590枚を発券させていただきました。しかしながら、二、三日で定員になるほど好評でございました。

アエルワの座席数は、固定席595席と固定席の前に設置する臨時席50席を合わせて645席となります。この臨時席につきましては、映画鑑賞をするにはスクリーンに近過ぎ、約2時間の映画鑑賞には適さないと考えております。また、利用状況を見ますと、途中トイレ等で退場される方、特に最後のエンディングの途中で退場される方を多く見かけます。ステージのすぐ近くまで座席を配置することは、ほとんど真っ暗な状態の中で、足元の客席誘導灯もない部分を歩くことは危険であり、主催者側といたしまして、安全確保の観点からも、臨時席の利用は控えたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 後藤修君。

○3番（後藤 修君） わかりました。

阿波市民の皆さんが、この生涯学習推進映画を非常に楽しみにしています。できる限り多くの方が見ていただけるよう、今後もお願いいたします。また、当日の食堂オープンの有無もチラシに掲載するなど、官民協力して、より一層の市民サービスにつなげていただければと思います。

以上をもちまして今回の私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（森本節弘君） これで3番後藤修君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（森本節弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番中野厚志君の一般質問を許可いたします。

7番中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 議長の許可をいただきましたので、ただいまから7番、日本共産党、中野厚志、一般質問を始めさせていただきます。

まず最初に、介護保険について質問させていただきます。

介護保険料が今年度から値上げされ、基準額が7万3,200円になりました。私自身も10万9,800円払っています。介護保険が始まりました2000年の保険料と比べますと、2倍を超えました。次の改定は、3年後です。今のまま推移すれば、さらに大幅な値上げになるのは必至です。3年後の大幅な値上げを許さないために、国の負担割合の大幅な引き上げを求めるとともに、市の一般会計からの繰り入れも求めます。しかし、差し当たってそれができないのであれば、市としてどのように市民の負担軽減を進めていくのか、お答えください。

2番目に、全国的に介護職員の賃上げなどの待遇改善ができていないため、介護離職は年間10万人、介護職員の慢性的な不足で、介護をめぐる事態はとても深刻です。介護職員の不足を解消するため、市としてどのような働きかけをしていきますか、お答えください。

3番目、今年度政府は、要介護認定者の自立支援促進、生活援助サービスの利用制限など、サービス後退の役割を自治体に担わせる方向を一層強化しました。要支援1、2を介護報酬の低い自治体の総合支援事業に移行させたことにより、サービスの低下や事業所が自治体の指定を更新せず、サービスの提供ができなくなった地域もよそにはあると聞いています。これでは、まさに保険あって介護なしという不満の声が聞かれます。3割負担等、負担がふえることで利用を控えるケースも出てきます。不満を感じている市民に対し、どのように支援、補助をしていくのか、お答えください。

以上3つ、よろしく申し上げます。

○議長（森本節弘君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 議長の許可をいただきましたので、中野議員の一般質問1問目、介護保険について3点質問をいただいております。順次答弁させていただきます。

初めに、1点目、介護保険について市民の負担を減らすことはできないかについてお答えさせていただきます。

介護保険は、介護を要する状態となっても、できる限り自宅で自立した日常生活が営め

るよう必要な介護サービスを総合的、一体的に提供する仕組みです。介護保険の財源は、公費50%と40歳以上の国民が納める保険料50%で賄われています。負担割合は、国費25%、県費12.5%、市費12.5%、65歳以上の第1号被保険者保険料23%、40歳から64歳の第2号被保険者の保険料27%となっています。介護保険は、介護保険事業計画とともに、3年ごとに見直しされ、現在第7期の介護保険計画が策定されています。第7期保険料は、制度改正する第1号被保険者の保険料負担割合の増加と平成31年10月からの消費税率の見直しによる影響と、そして第6期の保険給付費の実績や高齢化による要介護認定者数の増加などを考慮し、平成30年度から32年度の3年間、保険給付費を算出し、保険料の急激な上昇抑制を図るため、基金の一部を取り崩す等して、学識経験者、福祉関係者、被保険者などで構成される介護保険計画策定委員会で基準額を6,100円に決定いたしました。第7期介護保険の徳島県の平均は6,285円となっており、本市の保険料は県平均より低く、市民への負担は少なく抑えることができているのではないかと考えております。加えて、低所得者につきましては、負担軽減措置を設け、負担の軽減を図っています。介護保険は、公費と保険料で賄われるため、利用する高齢者や要介護度が重くなった者の増加などにより保険給付費がふえるため、保険料は上がっていくこととなります。

阿波市における7月末現在の高齢化率は34.83%であり、2025年には38.4%に達する見込みです。そのため、市では介護予防に取り組み、元気な高齢者をふやし、介護の必要な期間を短くするとともに、介護が必要となっても、適切に介護サービスを利用することにより、重度化予防の推進に努めております。平成29年度につきましては、介護認定率もやや下がってきており、介護予防の効果があらわれていると考えられます。また、介護サービスの適正な利用を図るため、適正化事業にも取り組んでいます。介護サービスが適正に利用されることにより、市民の介護負担の軽減と介護保険料の抑制につながると考えております。

次に、2点目の介護職員の不足を解消するため、市としてはどのような働きかけをしていくのかについて答弁させていただきます。

介護職員の不足につきましては、全国的な課題となっており、今後少子・高齢化が進む中、要介護者の増加が見込まれることに対し、介護職員の不足を解消することは大変難しいことと捉えております。こうした状況下に、本市では、介護職は専門的な介護サービスの提供を行っていただくこととし、簡単な家事など、高齢者の生活援助支援を行う生活援

助員の養成を昨年度より開始しております。また、介護予防サポーターの養成を行い、地域での高齢者の話し相手や施設で傾聴など、ボランティア活動を行っていく予定としており、施設で活動することにより、施設職員の負担の軽減につながるものと期待しております。さらに、県や近隣市町村と連携し、潜在的人員の活用や、また県や民間の事業として実施される人材養成に関する情報提供を行い、人材確保につながるよう支援に努めてまいります。

今後も、市として介護職員の負担軽減につながる人材養成の取り組みや、潜在的人材の確保のために、介護職員不足解消に努めてまいりたいと考えています。

次に、3点目の国の施策により介護サービスに不満を感じている市民に対してどう支援していくのかについて答弁をさせていただきます。

平成27年度の介護保険制度の改正により、今まで全国一律の介護サービスとして利用していた介護予防訪問介護と介護予防通所介護が、市の実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行されました。このことにより、一部マスコミ等で、介護サービスが切られた、援助が制限されたと報道された経緯がありますが、本市においては、従来と同様の介護サービスが受けられるよう、介護予防生活支援サービスとしてサービスを提供しております。今後においても、介護サービスが必要となった場合、利用者や家族の相談しやすい体制づくりを行うとともに、スムーズに介護サービスの利用ができ、介護負担の軽減ができるよう、市民の方に十分な周知説明を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 今の答弁で、市として限られた財政の中で創意工夫、努力していただいていることがわかりました。引き続きの取り組みをよろしく願いいたします。

現在、国の負担割合は25%、3年後に保険料を上げる考えの国に対し、日本共産党の議員として、国の負担割合をふやし、保険料の引き下げを求める声を私は上げ続けます。

では、2番目の奨学金貸与事業についてお願いします。

本日の新聞に、経済協力開発機構OECD参加の34カ国の国内総生産に占める教育機関への公的支出割合の調査が発表されました。34カ国中、日本は2.9%、34カ国の平均は4.2%で、日本は昨年よりも0.3ポイント下げて、2年連続の最下位でした。その中で、特に公的支出割合が少なく負担割合が大きいのは、大学と幼児教育です。私的な支出割合が、大学と幼児教育は50%以上あります。OECDからの提言でも、幼児

教育は子どもの発達の基礎なので、ぜひもっと支出の割合をふやしてほしいという提言があります。この調査で、日本の国の教育への予算の貧困さが歴然としております。せめて、平均である4.2%まで公的支出割合を上げて、もっと無償教育への拡充を実現していくべきというのが私たちの考えです。一応最初にそれを述べさせていただきました。

このように、教育予算の貧困等で、格差と貧困が広がる中、将来のある若者たちが学力を保障していくために奨学金制度は欠かせないものです。他県では、卒業後県内に就職した場合、最大60万円の奨学金の支援制度を設けたり、自治体独自の返済不要の給付型奨学金が広がりを見せています。本市の実態はどうなっているのか、それを知りたく質問をさせていただきます。

1、平成30年度の利用状況について教えてください。

2、奨学金返還支援事業で返還の助成をしています。制度が始まってからの利用状況を教えてください。

将来、県と連携して給付型奨学金制度を設置していく予定はないかどうか、お答えください。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（森本節弘君） 妹尾教育部長。

○教育部長（妹尾 明君） 議長の許可をいただきましたので、中野議員の一般質問の2問目、奨学金貸与事業についての3点質問いただいておりますので、一括して答弁とさせていただきます。

まず1点目、平成30年度の利用状況を教えてくださいについて答弁をさせていただきます。

阿波市では、勉学の意欲を有しながら就学が困難な方に対して、就学の機会を確保することを目的として、阿波市が定める資格要件を満たした方を対象に、奨学金を貸与しております。平成30年度奨学金認定者は、新規2名、継続15名の合計17名で、内訳は、高等学校生2名、高等専門学校生2名、国立大学生3名、私立大学生10名で、貸付総額は428万4,000円となっております。

次に、2点目の奨学金返還支援事業で返還の助成をしているが、制度が始まってからの利用状況を教えてくださいについて答弁をさせていただきます。

阿波市奨学金等返還支援事業は、平成29年7月から開始し、平成29年度は9名の申請があり、総額46万8,000円を助成いたしました。現在4名の申請があり、合計1

3名で、助成予定額は97万1,000円となっております。さらに、今年度の奨学金返還開始時期が10月以降となっておりますので、その時期に多くの申請が上がってくるものと思われま

次に、3点目、将来県と連携して給付奨学金制度を設置していく予定はないかについて答弁をさせていただきます。

奨学金の給付ですが、阿波市は、平成17年度から平成25年度まで奨学金の給付制度を行ってまいりました。しかし、奨学金の交付を受けて勉学に励んだ学生が、勉学に対して強い向上心と責任感を持ち、また返還するための意欲を持って労働する奨学金サイクルを教育の一環として推進するため、平成26年度より貸与となりました。奨学金の貸し付けを受けた学生は、修業年限の修了後に奨学金の返還が発生し、返還期間は15年以内で無利息となっております。返還に関しては、学生が無理をしない返還期間の設定を行い、滞ることがないように努めていただいております。また、阿波市に在住し就労される方で、平成29年度から奨学金の返還を始めている方は、阿波市奨学金等返還支援事業を活用していただきたいと思っております。

議員ご質問の給付型の設置についてであります。平成26年度から給付から貸与へと変更した経過もあり、現時点での給付は考えておりません。今後、社会情勢の変化や国、県、近隣市町村の動向を注視しながら、勉学に意欲のある学生に対し、継続した支援ができる制度といたしたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 給付型奨学金が最初やっていたということが、非常にちょっと驚いたことで、しかし奨学金等返還支援事業というのをやっておりますので、そういう形で援助してるということがわかって、とても安心しています。阿波市の志のある若者の将来や夢の実現のために支援になるよう、これからも利用者の拡大や制度の充実に引き続き力を入れていただくことをお願いして、この件については終わります。

3番目、ひとり親家庭への支援について質問します。

外国から日本に働きに来て、日本人と結婚し、家庭を築いて、何年か生活する中で、いろんな事情があり、夫と離婚し、子どもを2人抱えて頑張って生活している母親と出会いました。日本語を満足に読んだり書いたりできない中で、車の免許を取得し、仕事をしな

がら子育てをし、時には困難なことにぶつかっても、それを懸命に乗り越えようと必死で生きていく姿は、本当にけなげです。この母子家庭の家族を含め、いろんな意味でひとり親家庭への支援が必要と感じましたので、質問させていただきます。

本年度のひとり親家庭の世帯数を教えてください。

2番目に、ひとり親家庭に対して、どのような経済的、精神的支援や福祉サービスを行っているか、教えてください。

以上2問、よろしくお願いします。

○議長（森本節弘君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 議長の許可をいただきましたので、中野議員の一般質問3問目について、まず第1点目、ひとり親家庭に対する児童扶養手当支給の世帯数についてお答えいたします。

子育て支援課において、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭に児童扶養手当を支給しています。児童扶養手当支給世帯数は、平成30年4月1日現在で291世帯となっています。

次に、2点目の質問、ひとり親家庭に対し、どのような経済的、精神的支援や福祉サービスを行っているのかについてお答えさせていただきます。

経済的支援といたしましては、先ほど説明いたしました児童扶養手当の支給のほか、ひとり親家庭自立支援給付金事業として、教育訓練講座を受けた場合、その受講料の一部が支給される、教育訓練給付金や指定された資格を取得するため1年以上養成機関で修業する場合は、高等職業訓練促進給付金が支給されます。また、ひとり親家庭の方が安心して医療を受けられるよう、医療費の助成も行っています。

ひとり親家庭の子どもの学習支援として、徳島県は、小学生を対象として大学生等の学習支援員を自宅へ派遣し、苦手科目を中心に支援を行っています。阿波市においても、ひとり親世帯や生活保護世帯の中学生を対象に、学力向上や苦手科目を中心に学習支援を行っています。

次に、精神的支援や福祉サービスにつきましては、自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携して仕事探しのお手伝いを行う事業のほか、ひとり親家庭ホームフレンド派遣事業として、ひとり親家庭の子どもたちの話し相手、相談相手、遊び相手となるホームフレンド、児童訪問援助員を派遣し、ひとり親家庭の子どもたちが健やかに安心した生

活を送られるようサポートしています。また、児童の家庭教育に関する相談会も開催しています。

阿波市家庭児童相談室には母子父子自立支援員がおり、あらゆる悩み事相談を受けております。今後においては、こうした事業を広報紙やホームページ等により周知し、ひとり親家庭の支援ができるように努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 引き続き、ひとり親家庭への見守り、相談など、精神的、経済的支援をよろしくお願いします。

4番目の危険箇所の緊急点検と避難所についての質問に参ります。

日本は災害大国で、誰もが被災者になり得ると感じます。昨年の九州北部豪雨、本年7月の西日本豪雨、9月に入っての台風21号、北海道での地震と、日本のどこかで水害等の災害が起こり、しかも拡大していて、恐ろしく感じます。今、防災行政を抜本的に強化しなければ、日本社会の未来が描けないとまで言われています。防災と対策という観点から質問させていただきます。

1番目、河川、堤防、橋りょう、通学路等の耐震を含めた緊急点検が必要だと考えます。もし既に点検できていれば、今後の取り組み、それを教えてください。

2番目に、避難所として使われる可能性がある体育館、公民館等の空調設備はどれぐらいできているのか、整備できているのか、お答えください。

以上2問、よろしくお願いします。

○議長（森本節弘君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 議長の許可をいただきましたので、中野議員の一般質問の4問目、危険箇所の緊急点検と避難所についての1点目、河川、堤防、橋りょう、通学路等の耐震を含めた緊急点検をしてほしいとのご質問にお答えいたします。

河川、堤防の点検について、一級河川吉野川を管理している国土交通省徳島河川国道事務所上板出張所においては、河川パトロールを民間に委託し、週5日の巡視を行っており、堤防についても年2回の除草作業後に点検を実施、また阿波市内の県河川を管理する東部県土整備局吉野川庁舎においても、河川パトロールを民間に委託しまして、週2回の巡視に努めており、異常等を発見した場合は、速やかに安全を確保する措置をとっていると聞いております。

次に、本市が管理する橋りょうの点検については、平成26年の道路法改正により、橋りょうの5カ年ごとの定期点検が義務化されたことに伴い、橋長2メートル以上の橋りょう641橋について、国の交付金事業を活用し計画的に点検を行っており、平成30年3月現在、464橋の点検が完了しています。

なお、現在までの橋りょう点検の結果、緊急に対策を行う必要がある橋りょうはありませんが、今後監視を行い、状況に応じ対策を行う必要がある橋りょうが29橋確認されております。

橋りょう点検は、本年度で国の定める橋長2メートル以上の点検が完了する予定であり、来年度より、点検結果をもとに新たに長寿命化修繕計画を策定し、対策が必要な橋りょうについて計画的に修繕を実施してまいります。

また、橋りょうの耐震化につきましては、平成25年4月に策定した阿波市橋梁耐震化計画に基づき、災害時における道路ネットワークの確保を耐震化計画の重点課題とし、地域防災計画に定める緊急輸送道路等、緊急性の高い12路線にかかる40の橋りょうについて事業を実施しており、昨年度までに阿波町の中央東西線にかかる伊沢谷橋、延長112メートル、土成町の南原1号線にかかる高尾橋、延長55メートルのほか、2つの橋りょうについて実施しています。今後も、既設橋の現有耐震性能や防災上の重要度などを考慮し、耐震工事を進めてまいります。

最後に、通学路につきましては、各小・中学校の保護者の方より通学時における危険箇所の要望を受け、各学校が整理を行った上で、毎年8月に、道路管理者、学校、PTA、警察署との合同によりまして危険箇所の点検を実施しており、点検結果から対策が必要な箇所については、交通安全対策事業によりカーブミラーや転落防止柵、注意標識の設置などの整備を実施しております。

今後におきましても、国、県との連携を密にし、各施設の適正な定期点検を行い、市民の皆様が安全・安心して暮らせるまちづくりに努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、中野議員の一般質問、危険箇所の緊急点検と避難所についての2点目、体育館、公民館等の空調設備はどのぐらい整備できているのかについてお答えを申し上げます。

本市におきましては、地域防災計画におきまして32施設を災害時における避難所とし

て指定をしております。避難所の地区別の内訳といたしましては、吉野地区に7カ所、土成地区に5カ所、市場地区に9カ所、阿波地区に11カ所で指定をさせていただいております。施設の内訳といたしましては、小・中学校体育館が15カ所、高等学校体育館が2カ所、公民館が6カ所、社会体育施設が3カ所、コミュニティーセンターが3カ所、そして農村改善センター、ふれあいセンター、地域資源活力工房がそれぞれ1カ所となっております。そのうち、議員ご質問の空調設備が整備されている施設は、公民館が6カ所、コミュニティーセンターが3カ所、中学校体育館が1カ所で、そのほか農村環境改善センター、ふれあいセンター、そして地域資源活力工房の3カ所は整備がされてございます。避難所32施設のうち13施設には空調設備が整備されておりますが、残り19施設は未整備でございます。そのため、大災害時には多くの市民の避難所として使用いたします小・中・高の学校の体育館につきましては、阿波中学校体育館以外空調施設が未整備でありますので、避難所を開設する際には、リース契約による空調設備で対応してまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） ありがとうございます、答弁。

避難所の環境の悪さも、避難をためらう要因になっているとも言われています。海外の避難所では、ベッド、トイレ、キッチンの3点セットが常識になっており、トイレカー、キッチンカーが来て、温かい食事をつくれます。日本は、体育館での雑魚寝、おにぎりかインスタント食品というのが常態化し、この貧弱さは、海外からも、災害多発国なのに意外だと、悪い意味で注目されつつあります。もし阿波市でも被災者が出たときは、避難生活の改善という点も留意しての対策をよろしくお願いいたします。

次に、5番目の排水ポンプの機能についての質問をさせていただきます。

阿波市の吉野川沿いの低い土地に住んでいる市民の皆さんにとって、豪雨があつて、浸水の危険が迫ったとき、頼れるのは排水ポンプです。その排水ポンプについて質問します。

1番目、吉野川沿いの排水ポンプは、大雨、洪水に十分対応できる機能を備えているのか、お答えください。

2番目、国の移動式ポンプの活用状況について教えてください。

以上2問、よろしく申し上げます。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、中野議員の一般質問、排水ポンプ機能の現状について2点ご質問をいただいております。

まず、1点目の吉野川沿いの排水ポンプは、大雨、洪水に十分対応できる機能を備えているのかについてお答え申し上げます。

本年、徳島県には、7月の西日本豪雨災害を初め、これまで相次ぎ3つの台風が襲来し、各地で大きな被害をもたらしており、今後も台風などによる洪水被害の発生が懸念をされています。本市には、台風などによる洪水発生時に浸水被害を防止するための排水能力を有する排水機場が9カ所あり、うち伊沢田排水機場、中ノ坪排水機場、五明谷排水機場、西林排水機場、中川原排水機場の5カ所につきましては、阿波町にある排水機場で、市が管理をしております。また、市場町と吉野町に設置をされております柿ノ木谷川排水機場、指谷川排水機場、熊谷川排水機場、蛇池川排水機場、この4カ所につきましては、国の管理となっております。これらの排水機場におきましては、それぞれの流入量が異なることから排水能力も異なりますが、最大で毎秒5トンの排水能力がございます。また、近年日本各地で被害をもたらしておりますゲリラ豪雨や線状降水帯といった短時間で浸水被害を引き起こす現象に対処すべく、外水、これ吉野川でございますが、の上昇による樋門閉鎖を待たずに、排水機場の操作員に出動要請をすることで早目早目にポンプを作動するよう万全の注意を払って、浸水被害をなくすよう努力に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

続いて、済いません、2点目ですね。申しわけございません。2点目の国の移動式ポンプの活用状況と人員の配置確保はどうなっているのかについて、続いてお答えを申し上げます。

本市の市場町鶯谷川鶯谷樋門につきましては、常設の排水機場が設置されていないため、洪水時におきましては、その下流にある柿ノ木谷川排水機場や指谷川排水機場に大きな負担をかけ排水をしておりました。そのため、数年前から国が所有をいたします排水ポンプの設置要請を積み重ね、現在におきましては、毎秒2トンの排水が可能となっております。また、排水ポンプ車は、要請から設置までに4時間を要することが課題でありましたが、国土交通省と協議を重ね、今年度におきましては、台風接近時の前日に設置をいただきまして、迅速に排水処理が行えるよう防災対応を行っております。今後におきましても、早期早期の要請をかけ、対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 排水ポンプの機能をふだんから事細かく管理点検し、迅速に対応できたという、過去のすばらしい事例もありました。引き続き、市民のためにご努力をよろしく願います。

続きまして、6番目の災害ごみ処理計画の策定について質問させていただきます。

災害があった場合、復旧のためのごみ処理は、必要不可欠な重要なことだと思います。災害ごみの処理計画の策定はできているのか、お答えください。お願いします。

○議長（森本節弘君） 三浦市民部長。

○市民部長（三浦康雄君） 議長の許可をいただきましたので、中野議員の一般質問6番目、災害ごみの処理計画の策定はできているのかについて答弁させていただきます。

本市においては、南海トラフ巨大地震はもとより、近年大型化する傾向にある台風や多発する集中豪雨等の災害から速やかに復旧、復興を進めるため、環境省が策定した災害廃棄物対策指針及び徳島県災害廃棄物処理計画を参考に、本市の地域防災計画との整合性を図りながら、平成29年3月に阿波市災害廃棄物処理計画を策定したところでございます。

この計画の主な項目についてご説明いたします。

1点目は、徳島県において最大の被害を及ぼす南海トラフ巨大地震による被害を想定するとともに、台風や大雨時による被害についても考慮する。

2点目は、発災から3年以内で処理を終えることを目標とする。

3点目は、県、市、関係事業者、市民が一体となって処理を進め、早期の復旧、復興をなし遂げる。

4点目は、廃棄物の処理は、域内処理を原則とし、県とも連携して、仮置き場の確保等に努める。

5点目は、仮置き場への搬入時における選別を十分に行い、円滑な処理につなげるとともに、再資源化を徹底することにより、廃棄物の減量化を図る。

以上の5点が主な項目となっており、本市が被災した場合の災害廃棄物の処理について規定しております。

災害時には、さまざまな種類の廃棄物が一度に大量に発生いたします。災害廃棄物に対する適正かつ円滑、迅速な初動対応は、早期の復旧、復興につながるため、地域防災計

画、災害廃棄物処理計画に基づき、まずは各公共施設等を利用した仮置き場を早急に開設するとともに、関係機関とも連携を図りながら対応してまいります。

今後においても、国や県等から示される計画やデータ、訓練等の検証に基づき、より実効性の高いものとするため、定期的な見直しを行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 答弁ありがとうございました。

実際に災害があった場合には、仮置き場等の早急な確保や開設等をまたよろしくご努力お願いいたします。

今回の一般質問をしていく中で、私は、2つの観点を忘れてはいけないと思いました。

1つは、憲法15条、全て公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。現在、軍事予算をふやし、憲法を改正して、自衛隊を海外で戦争に巻き込もうとし、格差と貧困を広げ、21世紀版の大日本帝国をつくろうとしている安倍政権など、私たちは、そんな人たちの一部の奉仕者ではない。全体というのは、もちろん国民、市民です。以前、お国のため、その国に逆らうのは非国民と、戦前のようなでっち上げられた国が決して全体ではない。そういう考え方を私は絶対に忘れてはいけないと思います。政治に対して、議員として物申すことで、反戦、平和、自由と民主主義を守ることが1つ目の観点です。

2つ目は、税金の無駄遣いをチェックし、許さないということです。順番としてはちょっと逆かもしれませんが、昨日の徳島新聞で、県内市長交際費の予算額や使用額が公表されました。見た瞬間、阿波市は少なくてすばらしいと思いました。でも、石井町の3万2,000円には、びっくりです。もう一つ、おとといの徳島新聞の鳴潮欄に、「町議たるものスーツぐらいは自分のお金で買おうよ」30万8,000円、高価なわけでもない、だったら補助は要らない、無駄遣いは明々白々。議員の一員としてチェック機関の名が泣かないように頑張ろうと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森本節弘君） これで7番中野厚志君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 再開



者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援のあり方について早急に検討を行うこと」とあります。障害者自立支援法で都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、または変更しようとする場合、あらかじめ自立支援協議会の意見を聞くよう努めなければならないとあります。障害者総合支援法に、自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定めるとともに、当事者家族の参画を明確化するとあります。自立支援協議会の説明ですが、行政機関、各支援事業の代表、医療機関、学校、介護、当事者家族、その他関係者から成る組織でございます。地域生活支援拠点の整備、体制の構築が急務となっていることから、地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など、地域の個別の状況に応じ、自立支援協議会での協議や検討をしていかなければなりません。国としては、地域生活支援拠点の整備を題目として掲げていますが、整備体制の構築はそれぞれの市町村にお任せしますとのこと。その上で、各市町村を見てみると、地域生活支援拠点の整備は全国的にも現在進行中ですが、隣の香川県で言えば、17市町村ある中で、29年度に15市町村が整備済み、30年度中に残りの2市町村が整備予定としております。地元の徳島県で言えば、29年度時点では24市町村ある中で整備できている市町村はありません。30年度中に整備予定を掲げて推進している自治体があると聞いておりますが、全国的には出おけている気がします。

阿波市では、先ほど述べたように、障害者福祉に関する支援事業は高い水準で充実しておりますが、今回の地域生活支援拠点の整備については、不透明な感じがします。したがって、現時点での取り組みや整備予定等、説明できる範囲で結構ですので、進捗状況を教えてください。答弁を求めます。

○議長（森本節弘君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 議長の許可をいただきましたので、北上議員の一般質問、障害者施設の地域生活支援拠点の整備について、地域生活支援拠点で、地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など、地域の個別の状況に応じ、自立支援協議会を活用して検討するとあります。阿波市での、現時点の進捗状況を教えてくださいとのご質問にお答えさせていただきます。

障害者の高齢化、重度化や、親亡き後を見据え、障害のある方が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、さまざまな支援を切れ目なく提供できる仕組みとして、障害者総合支援法に基づく国の基本指針において、地域生活支援拠点等の整備を図ることが規定

されています。この国の基本指針においては、平成29年度末までに各市町村、または各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備することとされていましたが、全国的に整備に向けた取り組みが必ずしも進んでいない状況から、引き続き平成30年度から市町村等の第5期障がい福祉計画においても同様の整備目標が掲げられています。特に、地域生活支援拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元から自立を希望する者に対する支援等を進めるために、5つの機能が求められています。その機能は、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、ひとり暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性、対応力の向上等による緊急時の受け入れ体制の確保、人材の確保、養成、連携等による専門性の確保、サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりでございます。また、拠点等の整備については、地域の実情に応じ、自立支援協議会の意見等も聞きながら、5つの機能の確保について検討するよう求められていますが、必要な機能等の判断については市町村が行うこととなっております。

整備手法としては、複数の機能をあわせ持った拠点施設を整備する多機能拠点整備型や、既存の事業所のそれぞれの強みを生かし、地域の中で機能を分担して担う面的整備型などのイメージが示されています。厚生労働省の全国の整備状況では、平成29年4月1日時点で、全国1,741自治体中46の自治体において整備されており、整備手法については、予定を含め、面的整備の割合が高くなっています。県内では、議員おっしゃられたように、面的整備に向けて協議を進めている市町村もございりますが、地域生活支援拠点等の整備はされていない状況です。

本市の整備手法につきましては、第5期阿波市障がい福祉計画において、人口規模やニーズ、財源なども踏まえて、面的整備を考えていくこととしています。現在、吉野川市を含めた福祉行政担当者及びサービス事業所や相談支援事業所などで構成する東部第2サブ圏域障がい者自立支援協議会において、毎月意見交換等を実施しており、研修会も予定しています。

市といたしましても、地域生活支援拠点等の整備の必要性は十分認識しているところであり、今後引き続き自立支援協議会において課題や情報を共有し、連携を強化しながら取り組んでまいりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 北上正弘君。

○2番（北上正弘君） ただいま野崎健康福祉部長より答弁をしていただきました。

地域生活支援拠点の整備の進捗状況で、自立支援協議会を毎月開催しており、研修会も予定しているとの内容でした。今後、阿波市においても、地域生活支援拠点の整備促進に向けて、毎月開催している自立支援協議会や既に整備が整っている自治体にも足を運んで、生の声を聞く研修会にも参加していただき、いま一步踏み込んだ内容で協議をしてもらいたいと思います。担当関係者の方々、何とぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして公明党、北上正弘の一般質問を終わります。

○議長（森本節弘君） これで2番北上正弘君の一般質問が終了いたしました。

引き続き、次に4番坂東重夫君の一般質問を許可いたします。

坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） 議長の許可をいただきましたので、4番坂東重夫、一般質問を始めさせていただきます。

今回の一般質問は、1問目、阿波市の財政状況とまちづくりについて、2問目、阿波市の基金管理について、3問目、阿波市地域包括支援センターの運営についてであります。

さて、我が国経済は、個人消費の持ち直しや企業の設備投資が増加するなど、穏やかな回復基調が続いているものの、海外経済の不確実性等に対する懸念から、景気の先行きには不透明感が見られます。阿波市の財政状況についても、今議会に提出されている平成29年度一般会計歳入歳出決算書や平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率を見ても、比較的健全な状況にあると感じております。

本市においては、第3次行財政改革大綱や集中改革プランを策定し、普通交付税の一本算定を迎える平成33年度をにらんだ財政基盤の確立を進めていると聞いております。しかしながら、昨今の災害対策など、予期しない財政出動や少子・高齢化の進展による社会保障経費の増大など、義務的経費を中心とする経費負担の増大により、今後厳しい財政運営が続くと見込まれます。厳しい財政状況の中、本市の将来世代を見据え、地域公共交通事業や運転免許サブセンター誘致事業、認定こども園整備事業、土成図書館・公民館新築事業など、重点事業に取り組んでおります。これらの事業は、必要不可欠だと考えます。阿波市が誕生し今年で14年目を迎えており、市民ニーズも変化していると考えます。

それでは、質問1点目、健全化判断比率も含めた、平成29年度決算の特徴について及び2点目、来年度以降の財政見通しについて質問をいたします。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、坂東議員の一般質問の1問目、阿波市の財政状況とまちづくりについて2点ご質問をいただいております。順次お答えを申し上げます。

まず、1点目の平成29年度決算の特徴についてお答えを申し上げます。

一般会計での答弁とさせていただきます。

平成29年度における決算概要につきましては、歳入総額212億2,256万7,000円で、前年度対比8億5,881万9,000円、率にして4.2%の増、歳出総額204億5,781万1,000円で、前年度対比7億62万4,000円、率にして3.5%の増となっており、歳入歳出差し引き額につきましては7億6,475万6,000円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源2億2,704万円を除いた実質収支は5億3,771万6,000円の黒字となりました。

29年度決算の特徴といたしましては、歳入面では、市税が対前年度比で1億141万1,000円の増加で、主な要因といたしましては、法人の設備投資や太陽光発電施設などの増設に伴い、固定資産税の償却資産が増加したことによるものであります。また、繰入金が対前年度比5億8,478万円の増加で、国民健康保険特別会計からの繰入金や学校教育施設等整備に伴う教育施設整備基金繰入金などの増加によるものであります。歳出面では、投資的経費が対前年度比7億789万円の増加で、市場中学校屋内運動場改築事業や小・中学校空調機器設置事業、IP音声告知設備整備事業などの実施に伴い増加しております。

続いて、基金につきましては、29年度末基金現在額は140億9,962万2,000円で、前年度対比で2億5,994万4,000円増加をしております。

次に、平成29年度地方債現在高につきましては218億1,564万9,000円で、前年度対比で10億2,404万5,000円減少しております。地方債現在高につきましては、来年度以降も減少していき、33年、2021年度末には200億円を切ると見込んでおります。

最後に、29年度決算に基づく財政健全化判断指標につきましては、公債費に係る財政状況を図る指標として、実質公債費比率が7%、対前年度比0.8%の増で、増加した主な要因といたしましては、普通交付税の減少によるものであります。また、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標で

あります将来負担比率につきましては、将来負担の数値はなく、いずれの指標につきましても、早期健全化基準の範囲内で健全性が維持されております。

続きまして、2点目のご質問であります、来年度以降の見通しにつきましては、人口減少や高齢化などによる税収の減少、社会保障費の増加、また公共施設等の更新に係る費用、さらには普通交付税の合併特例措置期間の終了など、厳しい財政運営が余儀なくされると推測をしております。このような状況下におきまして、29年度からスタートいたしました第2次阿波市総合計画に位置づけられた重点事業を創意工夫しながら、着実に推進していかなければならないと考えております。引き続き財政の健全性を維持していくため、来年度策定予定の第4次行財政改革大綱及び集中改革プランに基づき、重点化を含めた施策の調整、事務事業の見直しについて、全庁一丸となって取り組むことが必要であると考えております。今後とも限られた歳入の中で、より効率的、効果的な財政運営に努め、新たな行政課題に対応できる財政基盤を構築してまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） 順次ご答弁をいただきました。

今後、限られた財源の中で市民ニーズに計画的に添えていくということであると思えます。そして、予算書は阿波市のまちづくりの設計書であり、決算書はその実績だと考えます。

次に、再問といたしまして、3点目、阿波市の財政状況を踏まえたまちづくりについてどのように考えているのか、町田副市長にお聞きしたいと思います。

○議長（森本節弘君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、坂東議員の一般質問の1問目の再問、阿波市の財政状況を踏まえたまちづくりについて答弁いたします。

議員も言われましたように、本市は、平成17年4月の新市発足から、早いもので14年目を迎えました。郡をまたいだ合併ということもあり、市民の皆さん方の一体感の醸成を図ることを最優先に、新しいまちづくりを進めてまいりました。今、企画総務部長のほうより申し上げましたように、理念といたしましては、第2次阿波市総合計画の中で、子どもさんから高齢者の方まで、それぞれの地域において、日々生きがいを持って、夢を持って、いつまでも阿波市で暮らしてみたいと思うような町を目指しております。

次に、これまでのまちづくりの事業について抽出して説明させていただきますと、重点事業でありました新庁舎及び交流防災拠点施設アエルワの完成によって、分散していた行政組織や行政委員会を集約し、平成27年1月より新しい体制で市民サービスの提供が可能となりました。あわせてアエルワにおきましては、県下の類似施設と比較しても稼働率が高く、市民の芸術や文化の拠点となっていることを感じております。

次に、このほかにも市内全域の情報通信網の整備をするためのケーブルテレビ整備事業、また本市の子どもたちに安全・安心な教育環境の充実を図るために、小・中学校の耐震並びに大規模改修事業及び、近いところでは、エアコン設置、またタブレットの導入もいたしました。こういった中に加えて、阿波市の地産の食材を利用した、子どもさんたちに統一した給食を提供するために、学校給食センターも建設いたしました。そして、阿波市の基幹産業でございます農業に関しましては、本年3月に第2次阿波市農業振興計画を策定して、市単独で取り組んでいくということにしております。それにまた、切れ目のない子育て支援の充実を図るために、認定こども園の整備、また高校生までの医療費無償化というの、昨年の10月から実施しております。あくまで市民の利便性の向上を図る事業をソフト面、ハード面、両面から実施してまいりました。

このように、いろいろな分野でさまざまな事業を実施してまいりましたが、事業実施に当たりましては、やはり財源というものを伴います。こういった中で、合併に係るさまざまな財政支援措置ということで、例を挙げますと、国や県の補助金、一番力点といいますか、活用をしたのは合併特例債ということで、それによりまして、優先順位をつけながら、また年次的な計画によって実施したことによって、先ほど企画総務部長が答弁申し上げましたように、現在のところは、健全化判断比率においても、財政指標等においても、比較的健全な財政状況を維持してるところでございます。しかしながら、昨今の新聞に載っておりましたが、国のほうでは、来年の予算の概算要求が出そろって、100兆円を超えて、102兆円の要求が出ているということで、国と地方は若干違うところはございまして、国におきましては、財政出動をすることによって消費の喚起を促しながら、それによってデフレ脱却とかによって、ひいてはGDPの向上とか、最終的には税金の増加につながっていると。基本的なところは同じであります。阿波市におきましては、国や県の税金の再配分を受けているところは十分に認識しております。そして、今後におきましては、これらのことを十分踏まえまして、平成32年度で普通交付税の合併の特例の激変緩和措置が終わることや、人口の減少、また少子・高齢化などによって社会保障費が膨大し

てくるということも踏まえまして、今以上に将来にわたって阿波市の活力を維持発展させていくために、本市の最上位計画である、先ほども申しましたが、第2次阿波市総合計画を基本として施策の推進を図ってまいりたいと。それにつきましては、行財政改革を今以上に踏み込んで取り組んでいって、毎年更新しております中期財政計画を踏まえた上で、将来世代に負担を残さないような財政運営に努め、市民のためのまちづくりに推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） 答弁をいただきました。

ただいま答弁されたように、私たち市議会議員も、政策提言もしながら、阿波市が将来合併してよかったなと思える、活力あるまちにますますなっていくことを期待しながら、この質問を終わります。

次に、阿波市の基金管理についてであります。

基金は、地方自治法第241条において、管理運用についての定義が定められております。端的に言えば、基金は経済情勢の変動による財政不足や災害発生など緊急の支出が必要な場合などに備えて積み立てたお金であります。本市は、平成29年度末で一般会計において13種類、合計金額140億9,962万1,525円となっております。13種類の中には、年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金や市債の計画的な償還を行うための減債基金があります。また、11種類の特定の目的のために設置された特定目的基金がありますが、その中には、合併前から継承され、現在に至っているものもあると考える。阿波市は、現在第2次阿波市総合計画等により、さまざまな分野でまちの活性化のために事業に取り組んでおります。そこで、それらの事業の円滑、また計画的な推進の財源となるよう、現状に即した特定目的基金の統廃合並びに新基金の設置を検討してみたいかと考えます。

それでは、1点目の現状にあわせた基金の統廃合について質問をいたします。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、坂東議員の2問目、阿波市の基金管理についての1点目、現状にあわせた基金の統廃合についてお答えを申し上げます。

初めに、基金には、財政調整基金、減債基金、特定目的基金に大別され、財政調整基金

につきましては、地方財政法で設置が義務づけられております。その他の基金につきましては、任意に設置することができるとなっております。

現在、本市が保有しております基金現在高は140億9,962万2,000円ですが、うち特定目的基金は11基金あり、平成29年度末の基金現在高は約60億9,840万円となっております。特定目的基金は、その設置当時の行政需要により、これまで積み立てを重ねてきたものであり、主には公共施設建設や修繕に対する基金が設置されているものでありますが、最近では、ふるさと納税を財源にふるさと応援基金の積み立てを行うものもございます。このふるさと応援基金では、今年度徳島インディゴソックスと阿波ベジファーストのPR事業に基金を活用するなど、有効活用に努めているところであります。しかし、市の抱える行政課題の解決のためには、市民ニーズや社会経済情勢の変化にあわせて基金の目的を変更したり、事業の優先度や実施可能性そのものを見直したりすることも現実的な対応として求められるものであります。一方、総務省などから、基金について、その規模や管理などについて十分検討を行った上で、それぞれの基金の設置の趣旨に則して確実かつ効率的な運用を行いつつ、優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど、適正な管理運営に努めるよう示されています。このため、基金全体のあり方を見直すことは、喫緊の行政課題に対応し、優先度の高い施設に基金から財源充当が可能となるよう、基金の整理再編に取り組んでいきたいと考えております。基金の見直し案としては、具体的な例といたしまして、市公共施設等総合管理計画に基づいた、公共施設の長寿命化、更新整備、統廃合等を計画的に進めるため、仮称ではありますけれども、阿波市公共施設等総合管理基金を新たに設置することや、中山間ふるさと水と土の保全基金の廃止を現在検討しております。また、7月に発生をいたしました西日本豪雨災害は記憶に新しいところでございますけれども、本市に大規模な災害が発生した場合の復旧、復興の経費として活用をするための基金が創設できないか、あわせて検討を進めております。今後におきましては、基金につきまして適正な管理運営を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） 答弁をいただきました。

今後の本市の事業推進が円滑に運営できるよう検討していただきたいと思います。

次に、基金の管理運用について再問いたします。

基金は、設置目的並びに関係法令等に基づき、確実かつ効率的に遂行されているのかということ。平成29年度決算書を見ますと、本市の自主財源としての財産収入の利子で2,265万6,582円が収入として上げられております。基金によって、取り崩したり、積み立てたり、年間の資金運用は非常に難しいとは思いますが、徳島県内では債券運用している団体は少なく、現在利回りも低い状況ではあります。先ほども申し上げましたが、貴重な自主財源でありますので、今後財政状況が厳しくなってくる中、ペイオフ対策も含め、安全で効率的かつ運用益もふやしていくということが重要になってきます。

そこで、会計管理者にお聞きしたいと思います。

2点目の現在の基金の運用状況について、3点目の基金の今後の運用計画について再問いたします。

○議長（森本節弘君） 阿部会計管理者。

○会計管理者（阿部 守君） 議長の許可をいただきましたので、坂東議員の一般質問の2問目、阿波市の基金管理についての2点目、現在の基金の運用状況についてと3点目、基金の今後の運用計画についての2点ご質問をいただきましたので、あわせて答弁をさせていただきます。

基金につきましては、地方自治法第241条第2項において、基金はこれを前項の条例で定める特定の目的に応じ及び確実かつ効率的に運用しなければならないと定められております。本市では、基金について条例を制定し、また公金管理方針を策定し、基金の運用に関し必要な事項を定めており、安全性、流動性及び収益性を考慮した、公金の管理運用を行っております。

1点目のご質問の現在の基金の運用状況につきましては、基金には一般会計及び特別会計の国民健康保険基金や介護保険給付準備基金などがあり、特に一般会計について平成29年度末の基金残高は140億9,962万1,525円となっております。基金の多くは、その期間において弾力的に運用するため、1年間の定期預金としております。また、有価証券は、まちづくり振興基金を運用しており、地方債などの債券で9億円を保有しております。平成29年度の一般会計におきましては、財産収入の利子として2,265万6,582円の運用益があり、基金運用による貴重な自主財源となっております。

次に、これらの公金の運用につきましては、本市における公金の管理及び運用に関する基本的な方針等を検討及び審議するための連絡調整機関として、副市長を委員長に、部長

等で構成する阿波市公金管理委員会を設置しております。この委員会では、基金の運用について年間を通して県内に支店を置く証券会社などから情報収集を行い、基本的な運用方針を定めた上で、運用方法を決定しております。

2点目のご質問の基金の今後の運用計画につきましては、主に預金の債権債務が相殺される範囲内で、先ほども申しましたとおり、1年以内の定期預金で運用を行うとしておりますが、その他の運用方法としましては、20年以内の元本保証のある国債や地方債等の債券での運用もできるものとしております。

今後におきましては、安定的な基金運用を図るため、公金管理委員会を複数回開催し、委員の意見を聞き、基金等の運用について財政課と協議をしながら、公金管理の基本原則である安全性、流動性を確保した上で、可能な限り有利な運用に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） 順次答弁をいただきました。

今後、委員会等で現状を分析し、得策がありましたら、ぜひ安全かつ効率的な運用をお願いして、この質問を終わります。

次に、阿波市地域包括支援センターの運営について、2点質問をいたします。

1点目が、阿波市直営によるメリット、デメリットについて、2点目が、超高齢化社会を見据えた今後の運営についての考えについてであります。

最初に、阿波市地域包括支援センターは、平成18年4月に地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設として設立され、阿波市直営で運営をしております。具体的には、高齢者の介護保険を利用したい、今の健康を維持したいといった、介護や健康についての相談に対応し、要介護認定の申請の代行や介護予防のためのケアプランの作成、受けられるサービスの紹介、また近所の高齢者が虐待に遭っている気がする、悪徳商法や振り込め詐欺の被害に遭ったといった、権利や財産などの不安についての相談に対応し、被害の防止や救済、さらには介護にかかわるケアマネジャーへの指導や支援を初めとして、さまざまな関係機関とのネットワークの構築を行うなど、高齢者の暮らしを総合的にサポートしております。平成30年4月1日現在の65歳以上被保険者数が1万3,143人、そのうち介護認定者が2,460人で、認定率18.7%とな

っており、介護及び介護予防サービス利用者については2,158人となっております。職員体制については、人員配置基準により、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置され、正規職員が8人、嘱託職員が11人の総数19人で運営を行っております。

次に、センターの設置状況につきましては、平成27年度資料によりますと、全国では各市町村に複数設置されているものも含め、4,685カ所を設置をされております。設置主体は、市町村直営が約3割、社会福祉法人等委託が約7割となっており、委託業務が増加している状況にあります。委託法人の構成順については、社会福祉法人、社会福祉協議会、医療法人の順となっております。

徳島県内の状況につきましては、平成30年7月1日現在、阿波市で1カ所、吉野川市で1カ所、鳴門市や阿南市は6カ所と、総数で35カ所設置され、市町村直営が12カ所、社会福祉法人等委託が23カ所となっております。近隣の吉野川市については、現在委託を検討していると聞いております。

このような状況下、1点目が、阿波市直営方式によるメリット、デメリットについて、2点目が、全国的にも委託方式が増加している中、今後の超高齢化社会を見据えた施設の運営について市がどのように考えているのか、質問をいたします。

○議長（森本節弘君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 議長の許可をいただきましたので、坂東議員の一般質問3問目、阿波市包括支援センターの運営についての1点目、阿波市直営によるメリット、デメリットについて、2点目として、超高齢化社会を踏まえた今後の運営の考えについて、順次お答えさせていただきます。

阿波市地域包括支援センターは、議員もお話しされたとおり、平成18年4月に地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設立されました。本市の地域包括支援センターは、行政機関として中立、公平が確保されやすい、国や県からの情報や地域の情報を集積しやすく、迅速な対応ができる、関係各課と連携がスムーズにできるなどの観点から、阿波市直営で運営し、業務の推進を行っております。職員体制については、介護保険法施行規則にのっとり、保健師が4名、社会福祉士が嘱託職員を含め3名、主任介護支援専門員が嘱託職員を含め3名、介護支援専門員が嘱託職員6名、生活支援コーディネーターが嘱託職員1名、事務職員の2名、総数19名で運営を行っており

ます。業務内容については、介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業などと高齢者支援事業などを介護保険特別会計と一般会計とに区分して取り組んでおります。運営方法につきましては、全国では約1,700の市町村に4,685カ所設置されており、委託が74%を占めております。徳島県内では、24市町村別に分析しますと、直営と委託が半数ずつとなっております。

このような状況下、1点目の阿波市直営によるメリット、デメリットについてお答えいたします。

メリットにつきましては、市が運営しているため、行政機関として中立、公平が確保されやすい、介護保険課内に設置されており、保険者との連携がとりやすい、市役所内で各関係課との連携がスムーズにでき、迅速に対応できる、相談者からのワンストップサービスができる、保健師の確保がしやすい、公的機関であるため、介護サービス事業所からの相談がしやすく、医師会を初め、各関係機関との連携がしやすいなどが上げられます。

次に、デメリットにつきましては、社会福祉士や主任介護支援専門員などの確保が難しい、センターが1カ所のため、市内でも遠方の高齢者や家族が直接相談に来所しにくい、相談業務と保健業務に追われ、担当地区のニーズ分析や地区把握が困難であるなどが上げられます。

次に、2点目の超高齢化社会を踏まえた今後の運営の考えについてお答えいたします。

国は、団塊の世代が75歳となる2025年を見据え取り組んでいますが、本市も高齢化が進んでおり、阿波市地域包括支援センターの役割はますます重要となってまいります。また、独居や高齢者世帯の増加、80歳代の親と50歳代の子が社会から孤立するといった、いわゆる8050問題など、長期的に支援の必要なケースがふえており、より高い専門性が求められており、専門職の確保が非常に重要になってきます。このような状況の中、今後においては長期的に安定した運営と地域包括ケアシステムの深化、推進ができるよう、サブセンターやブランチなどの設置、法人からの専門職の出向や委託なども検討しながら、今後の運営方法について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） 順次答弁をいただきました。

阿波市地域包括支援センターは、高齢者の介護のみならず、福祉、健康、医療など、地域住民の日々の暮らしを多面的にサポートする重要な役割を担っております。今後におい

ても、高齢者の介護予防、生活支援の充実を図るとともに、利用者の利便性の向上、地域包括支援センターの機能強化に向けた取り組みを推進していただきますようお願い申し上げます、私の全ての質問を終わります。

○議長（森本節弘君） これで4番坂東重夫君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時53分 休憩

午後2時16分 再開

○議長（森本節弘君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番笠井安之君の一般質問を許可いたします。

6番笠井安之君。

○6番（笠井安之君） 6番笠井安之、議長の許可をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

まず最初に、危機管理体制の確立について質問いたします。

近年の日本列島は、地震や台風、豪雨などの災害が頻発し、国民生活は常に危険と隣り合わせとなっております。つい先日も、台風21号が徳島県南部に上陸し、その後近畿地方に再上陸して、各地で多大の被害が発生しております。また、その翌日には、北海道胆振東部において震度7の地震が発生し、41人のとうい命が奪われてしまいました。

我が阿波市においても、いつ何どきこのような災害が発生するのか、予想することができません。国の地震調査委員会は、南海トラフ沿いで起きる巨大地震の発生確率を、今後30年以内にマグニチュード8クラスから9クラスの地震が発生する確率を70%から80%と、極めて高い確率を公表しております。また、阿波市を縦断する中央構造線活断層帯を震源とする直下型の地震の発生率は、30年以内でほぼ零から0.3%と、極めて低いものの、いざ地震が発生すれば、震度6強から震度6弱の揺れを想定されております。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、これまでにない広域かつ複合型災害により、広範囲に甚大な被害をもたらしました。自治体においても、行政自身が大きな被害を受け、行政機能の停止や低下により、被災後の住民生活の維持や復旧、復興の進度に大きく影響を及ぼすこととなりました。さらに、平成28年4月14日から16日にかけて発生した熊本地震においては、東日本大震災の教訓が十分に生かされない事例も発生し、行政機能の停滞などによる課題が浮き彫りとなってまいりました。このような大規模

災害での経験と教訓を踏まえて、自治体の行政機能を災害後も維持継続するために、業務継続計画、いわゆるBCPの重要性が高まっております。本市でも、このような大規模な災害の発生に備え、阿波市地域防災計画に基づく、阿波市業務継続計画BCPが平成27年9月に、阿波市災害対応職員初動マニュアルが平成29年2月に策定されております。特に、阿波市業務継続計画、いわゆるBCPは、発災後の阿波市の行政機能を円滑に遂行するためのものです。しかし、策定以来、1回の演習がなされたのみで、この内容については少しばかり中身が乏しい気がしております。例えば、発災時の職員の参集と業務の時系列での優先順位であります。災害による道路の寸断や職員及びその家族の被災をどの程度考慮するか、また業務の優先順位の設定などを含めて、発災直後から1時間後、1日後、1週間後、1カ月後等の業務執行を再検討する必要があると思います。とりわけ発災後1週間は、部署によっては、2倍から4倍程度の人員が必要となるのではないかと思うわけですが、一部有識者からは、10倍程度の人員が必要になるとの研究結果も出ております。しかし、本市業務継続計画には、その人員供給手段が明記されておられません。例えば、市職員OBの積極的な活用や緊急を要しない部署からの人員確保などの方法を計画的に盛り込むべきではないでしょうか。

そこで、第1番目の質問でございますが、市業務の支障が生じない程度において、この阿波市業務継続計画をもとに、毎年最低でも1回程度の演習を実施し、その結果を踏まえて関係者の検討会を開催し協議することによって、阿波市業務継続計画を完全なものにする必要があるのではないかと思います。このような演習は、何度も何度も繰り返し行うことにより、災害発生時には冷静に対応できるものではないかと思います。また、BCPが成熟したものになることによって、阿波市災害対応職員初動マニュアル等の充実も図っていただけるよう、理事者側のご意見を伺いたいと思います。

次に、2番目の質問でございますが、発災時の被害程度を迅速に把握するため、ドローンを積極的に運用してほしいという質問でございます。

近年の災害は、先ほども申しましたように、いつ、どこで発生するかわかりません。市では、総合ハザードマップやため池ハザードマップを作成し、市民に防災意識の高揚を促しています。阿波市には山間部が多く、地すべりや崖崩れの危険に直面しており、災害が発生時には道路が不通になり、担当職員が現場までたどり着けないことが考えられます。現場へ着くことができなければ、被害の規模を把握することはできません。また、大雨による河川の氾濫による被害状況や冠水状況を調査するためには、現場へ出向いていかなければ

ればなりません、道路や橋の冠水により、状況の把握が困難な事態が発生する可能性があります。このような状況の中、有効な方策として、ドローンを積極的に運用するべきだと考えております。危機管理課からお聞きしたところによりますと、阿波市には2機のドローンを所有していると聞いております。しかし、私の知り得る限り、ドローンを活用して撮影した映像を見たという話は聞いておりません。ドローンの操縦には経験が必要であり、一朝一夕にはいかないとは思いますが、積極的に運用をお願いするところでありますので、以上の2点について理事者のご意見をお伺いしたいと思っております。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、笠井安之議員の一般質問、危機管理体制の確立について2点ご質問をいただいております。

まず1点目、阿波市業務継続計画BCPの訓練実施と結果を踏まえての見直しについてお答え申し上げます。

平成7年に発生いたしました阪神・淡路大震災時の神戸市では、全職員数1万7,836人のうち42%の職員が被災をいたしまして、そのうち15人もの職員が死亡されました。被災当日の1月17日は、職員の出勤は41%であったとされております。また、平成16年に発生しました中越地震時の新潟県川口町では、庁舎の耐震に疑問があったため、庁舎前に仮設テントを組み立て、対策本部を設置し、災害応急対策に当たったとされております。このように、地震などの大規模災害が発生した際、地方自治体はみずからが被災し、人員や庁舎機能等に大幅な制約がある中で、速やかに災害対策業務を実施しなければなりません。また同時に、住民生活に密着する行政サービスの中には、中断することで住民に多大な影響を及ぼす通常業務も抱えているため、非常事態であっても、優先的に実施すべき業務も的確に行えるよう発災時に備える必要があります。

本市におきましては、阿波市地域防災計画のもとに、平成27年に阿波市業務継続計画BCPを策定するとともに、あわせて大規模災害時における応急対策と行政機能の維持を想定した、阿波市総合防災訓練を実施しております。この訓練には、陸上自衛隊を初め、消防署や消防団、日赤阿波市地区奉仕団、市職員などが参加し、地震対応訓練、災害対策本部設置運営訓練、職員図上訓練など、7つの訓練を実施いたしました。これらの訓練の中では、いわゆる職員図上訓練では、訓練当日被害状況等を伝える、いわゆるブラインド型としたことによりまして、市職員がみずから考える力を養うことができる訓練であったと考えております。また、そのほか、災害対策本部設置運営訓練では、発災時における初

動対応の確認と本部員による応急対策活動の調整などに取り組み、災害対策本部の運営機能の向上や関係機関の協調体制のさらなる強化を図ることができました。

なお、これまでの防災訓練等を踏まえ、さらに平成29年には防災対策本部マニュアル、職員初動マニュアル、避難所運営マニュアル、災害時受援計画などを追加策定いたしました。幾多の計画やマニュアルがそろっていても、訓練等で経験を積んでいなければ、災害時にはできないとの認識のもと、今後におきましては、これらの計画やマニュアルを訓練に基づく反省点をもとに見直しを行いながら、引き続き訓練を重ね、想定外の状況下におきましても即応できる防災体制の強化を図ってまいります。議員ご指摘のとおり、発災時には多くの人員が必要になることが想定されるため、その対策につきましてしっかりと計画を立て、訓練を重ねてまいりたいと、このように考えております。

続きまして、2点目の発災時の被害程度を迅速に把握するため、ドローンを積極的に運用してほしいというご質問にお答えを申し上げます。

近年、全国的に異常気象等により、豪雨により河川の氾濫など、広域的な河川氾濫の頻発や南海トラフ巨大地震の発生確率が高くなっており、地域の安全・安心の確保が懸念されております。

本市におきましては、安全・安心のまちづくりを推進するため、地域防災力のかなめとなる消防団の体制整備と機能強化を図っており、この中で自然災害対応資機材の整備として、通常では整備しにくい災害救援用ボートや土のう製造機などの導入にあわせ、ドローン2機も導入しております。ドローンの機能では、上空からリアルタイムで広範囲の映像を確認することができるため、発災時には被災状況や行方不明者の捜索活動などに利用することができます。さらに機能を充実させることで、スピーカーからの呼びかけや医療品の搬送なども可能になることが見込まれております。ドローンの運用に際しましては、現在平成28年に市職員で結成をいたしました救援機動隊の隊員が訓練を重ねておりまして、平時においては行方不明者の捜索活動などに活用している状況でございます。ドローンは、風雨に弱いという面もありますけれども、今後におきましては、災害時に十分活用できるツールの一つになりますよう訓練を重ねてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 笠井安之君。

○6番（笠井安之君） ただいま安丸部長のほうからご答弁をいただきました。

阿波市業務継続計画BCPについては、課題を持った演習を逐次実施することにより、問題の洗い出しや課題を明確に、災害の発生時には迅速な業務が遂行できるようにしていただきたいと思います。この阿波市役所庁舎及び防災交流施設アエルワは、免震構造を備えた、県下有数の最新建物であり、災害が発生した場合には、市民の生活を守る拠点であります。この拠点において、市民の安全と安心を構築し、災害時の業務継続計画に基づく阿波市業務の遂行ができるよう、日ごろの訓練を重ねていくことを強く望むものであります。

また、ドローンの運用については、災害時の迅速な対策、対応を図るためには有効な手段だと考えますので、運用に係る諸問題を解決するとともに、操縦できる人員をふやし、人事異動等で使い手の不足が生じないように、理事者側のご配慮をお願いしたいと思います。

続きまして、2番目の大俣公民館の耐震対策工事についてでございます。

大俣公民館は、昭和52年に旧大俣農協の婦人会館として建設され、その後市場町公民館として活用されるようになり、現在は阿波市の大俣公民館として使用されております。その間40年余り、地域の会議はもとより、婦人会活動や老人会活動、また地域子ども会等の社会教育活動や各種催し会場として利用されてまいりました。また、災害時の緊急避難場所にも指定されており、近年の異常気象などによる頻発する災害時の地域住民の避難場所として利用されております。しかし、緊急避難場所に指定されているにもかかわらず、耐震補強が未施工であり、地域住民は不安を抱えているところでございます。そんな中、現在大俣公民館の耐震補強工事が計画されているところでございますが、さきに言いましたように、公民館は昭和52年に建設されたもので、耐震補強以外にも改修しなければならない箇所がたくさんあります。例えば、男女兼用トイレの改修や使用していない部屋の利用方法、また車椅子が利用しやすいスロープの新設など、さまざまな問題を抱えております。耐震補強のための改修工事には多額の工事費が必要であると聞いております。私としては、費用対効果を考えると、耐震補強工事の実施より、全面建てかえのほうが将来的に有利ではないかと考えております。

そこで、1つ目の質問でございますが、大俣公民館の耐震補強の概略設計をするに当たり、建てかえ工事についても設計を行ったのか、お尋ねしたいと思います。

また、2つ目の質問といたしまして、現在公民館は駐車場が狭小でありまして、数台の駐車スペースしかない状況であります。現在の場所で耐震補強、またはリニューアル工事

を実施する際には、多少の減築をしても駐車場スペースの確保を図るべきだと思いますので、教育部長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

また、3つ目の質問でございますが、これはお願いにもなるんですが、工事設計の際には、地区利用者との協議をしていただき、利用者の意見を十分に聞いていただきたいと思いますので、あわせて理事者のご配慮をお願いいたします。

以上3点についてご答弁をお願いいたします。

○議長（森本節弘君） 妹尾教育部長。

○教育部長（妹尾 明君） 議長の許可をいただきましたので、笠井安之議員の一般質問2問目、大俣公民館の耐震対策工事についての1点目の大俣公民館の耐震工事が予定されているが、耐震補強と建てかえの比較設計は実施したのかから3点目の大俣公民館の改築には利用者の意見を十分聞いて設計に活かしてほしいまでの3点を一括して答弁させていただきます。

議員申されたように、大俣公民館は昭和52年に大俣農村婦人の家として建設されたものであり、平成2年度から大俣公民館として設置されております。大俣公民館は、大正琴、詩吟、太極拳などの生涯学習施設として、平成29年度の利用状況は、大正琴1, 157名、詩吟349人、太極拳576人、また循環型農業研究会220人など、計6団体の生涯学習講座、婦人会や老人会の活動拠点として、年間32団体、6, 299人もの方が利用され、大俣地域にとってなくてはならない、生涯学習、社会教育活動の場として重要な役割を担っております。また、大俣公民館は、市の緊急避難場所にも指定されておりますが、昭和52年に建築されており、旧耐震基準となることから、平成29年度に耐震診断を実施いたしました。

そこで、1点目の大俣公民館の耐震工事が予定されているが、耐震補強と建てかえの比較設計は実施したのかについてでございますが、現在耐震診断の結果をもとに耐震工事の設計を計画しておりましたが、かなり大規模な改修工事が必要となる見込みとなることから、費用対効果を考え、協議検討をしているところでございます。

次に、2点目の現在の大俣公民館には駐車場スペースが少ないため、拡張できないかについてでございますが、現在の公民館の利用状況を考慮し、施設規模を検討しながら、地域の利用者の皆様とも協議検討しながら、駐車場スペースの確保に努めていきたいと考えております。

次に、3点目の大俣公民館の改築には利用者の意見を十分聞いて設計に活かしてほしい

についてでございますが、先ほども申し上げたとおり、利用される方のご意見をお聞きし、生涯学習、社会教育活動の場、また避難所としての機能を持った大俣公民館となるよう検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 笠井安之君。

○6番（笠井安之君） ただいま妹尾教育部長のほうよりご答弁いただきました。

耐震補強並びにリニューアル工事について、建てかえも考慮していただけるかなというところでございます。大俣地区住民といたしましては、一日も早い結論を出していただきたいのと望んでおるところでございます。そして、大俣地区の婦人会、老人会を初め、各種団体の会合や催し物の会場として、また社会教育の場として、そして何よりも災害時の緊急避難場所として安心して利用できますようご配慮をお願いしたいと思います。

そこで、再問でございますが、この公民館のリニューアルについて藤井市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（森本節弘君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 議長の許可をいただきましたので、笠井安之議員の一般質問、大俣公民館の耐震対策工事についてのリニューアルか建てかえかについて市長の考えをお聞きしたいについて答弁させていただきます。

少子・高齢化や人口減少が進む中、地域コミュニティーが衰退し、地域間のつながりや人と人とのきずなの希薄化が懸念される昨今、市民力や地域力に直結した公共施設の整備は大変重要であると考えております。特に身近な生涯学習の場としての公民館は、その活動を通じまして、地域住民の皆様の交流を促進し、地域コミュニティーの再生や活性化に貢献することが期待できると考えているところでございます。大俣公民館は、大変多くの市民の皆様が、生涯学習の場として、また地域の婦人会や老人会、各種文化団体の活動拠点としてご利用いただいているところでございます。昨年の婦人会等の発表会に伺ったときに、トイレの老朽化等が激しいため、利用者の皆様方から改修の要望をいただいたところでございます。また、先日、市長室におきまして、大俣地区の自治会長さんや婦人会、老人会、各種文化団体の皆様方から早期改修に向けてのご要望をいただいたところでもあります。

先ほど部長のほうから答弁しましたとおり、大俣公民館は、現在災害時の避難場所として指定していますが、昭和52年に建設されたものであることから、耐震診断に基づき耐

震改修を予定しておりました。しかし、大規模な耐震改修工事が必要であることが判明したため、施設規模を含めた費用対効果を考慮し、建てかえにより、利用者の皆様が安全・安心して快適に使用できるような新しい施設として整備したいと考えております。現在の大俣公民館を解体し、新しく建てかえすることによりまして、地域の生涯学習、婦人会や老人会、各種文化団体の活動拠点として、さらには地域コミュニティーの力を生かした、地域の防災拠点として、地域住民の皆様が心豊かに生活し、地域が豊かになる取り組みが推進できるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 笠井安之君。

○6番（笠井安之君） ただいま藤井市長より、大俣公民館を改修でなくて、改築といたしますか、建てかえにより利用者の安全・安心で快適に過ごせるよう、新しい施設として整備していただけるというご答弁をいただきました。地区住民といたしましては、なくてはならない施設でございますので、建てかえにより、婦人会や老人会を中心とした生涯学習の場の充実や子どもたちの社会教育の中心施設として、そして先ほど申しましたように、災害時に安全・安心な緊急避難場所として利用できますよう、市予算厳しい中ではありますが、早期着工に向けてご尽力賜りますようお願い申し上げて、以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森本節弘君） これで6番笠井安之君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時44分 休憩

午後3時00分 再開

○議長（森本節弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番藤本功男君の一般質問を許可いたします。

5番藤本功男君。

○5番（藤本功男君） 議席番号5番藤本功男です。大変お疲れの時間帯とは思いますが、どうぞお付き合いのほどよろしく申し上げます。

私の今回の質問は、学校教育の活性化とごみの問題、2つに絞りました。

まず初めに、学校教育の活性化について質問をいたします。

現在、世の中はインターネットで結ばれ、物や情報が瞬時に移動する、大変便利な情報

化社会を迎えました。インターネットの利用率は八十数%を超え、パソコンやスマートフォンも急速に普及しています。インターネットを介したICT、つまり情報通信技術は、社会を激変させ、これ抜きには考えられない世の中になってきました。このような社会を生き抜くために、今学校ではICT教育として情報活用能力を育成しています。阿波市では、ICT教育の環境整備のために、3年前にタブレット型のパソコンを学校に導入しました。その数は、1つの学校にクラス分、つまり35台前後と聞いております。全国平均で見ますと、2017年5.9人に1台ということですので、ほぼ全国水準にあると言えます。それまでは、旧型のパソコンでした。インターネットにはつながりにくく、ふぐあいがしょっちゅう起こっていました。先生方はその対応に追われ、教育の中身が進まず、大変困っておりました。そういう意味では、大変前進したのではないのでしょうか。

国は、2018年以降の学校におけるICT環境の整備方針で、3クラスに1つ分のパソコンの設置、職員室とは別に、授業を担当する教員1人1台のパソコン、ICT支援員を4校に1名配置する等の方針を立てました。

そこで、まず1つ目の質問でございます。

阿波市では、ICT教育を進める上において、ハード、ソフト面の環境を今後どのように整え、教員の負担を軽減し、子どもの情報活用能力を育てていくのか、お答えください。

○議長（森本節弘君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 議長の許可をいただきましたので、藤本議員の一般質問の1問目、学校教育の活性化についての1点目、ICT教育を進めるのにハード、ソフト面をどのように整え、情報化社会を生き抜く子どもを育成していくのかについて答弁をいたします。

本市では、平成27年度に、市内小・中学校の普通教室にプロジェクター及び実物投影機や無線LANアクセスポイントの整備、クラス分の児童・生徒用タブレット型パソコン、デジタル教科書などのICT機器を導入いたしました。現在のタブレット型パソコンのリース期間は平成34年3月までの契約となっておりますが、毎年セキュリティー対策やバージョンアップ、機器の故障への対応などの課題があり、今年度は小学校のタブレット型パソコンのバッテリーの交換や各学校のサーバーの電源装置のバッテリー交換、特別支援学級の無線LANアクセスポイントの整備などを実施し、ハード面での整備を進めて

おります。さらに、各教室で教員がすぐにICT機器を使用できるように、設置台を置いたり、黒板にスクリーンを張っておいたり、使いやすくするように努めてはおりますが、教員のパソコンを持ち運びする必要があるなど、使い勝手の面ではまだまだ課題があるのも確かであります。ICT機器のよさを生かすとともに、教員の負担軽減のためにも、学校現場の意見を聞きながら、先を見通して、継続的、計画的に、なお一層のICT機器の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、ソフト面ですが、ICTの活用推進に向けて、校内の情報教育担当教員を中心に校内研修を充実させていくことが大切です。しかし、研修の時間の確保が難しいことや苦手意識を持っている教員のICTの活用が進みにくいという課題があります。このことに関しましては、現在阿波市教育研究所に県費負担教員をICT関係の研究員として配置し、ICT活用相談事業を実施して対応をしております。この事業では、研究員を各学校に派遣し、授業支援や導入ソフトの操作支援、情報セキュリティに関する校内研修支援などで、学校に対して技術面、運用面できめ細やかな支援を行うとともに、教職員のICT活用能力の育成を図るべく取り組んでいるところでございます。

ICTを活用した授業時数は年々増加しており、その活用は推進できていると考えております。ICTを活用することで充実した調べ学習や協働学習ができるようになり、子どもたちの学習意欲の向上にもつながってきております。今後は、ICT機器の特性や有用性を授業で活用できる教員の資質向上に努める必要があると考えております。

平成32年度から完全実施される小学校学習指導要領では、情報活用能力が言語能力、問題発見解決能力などと同様に、学習の基盤となる資質、能力と位置づけられ、ICTを適切に活用した学習活動の充実を図ることが明記されるとともに、プログラミング教育が始まります。情報化社会を生き抜く子どもを育成するためには、主体的、対話的で、深い学びの中でコミュニケーション能力や主体的に課題を解決できる能力を身につけさせることが大切です。そのためにも、ICT機器を有効活用できるよう、今後におきましても、ハード面、ソフト面の充実に取り組んでいくことが大切であると考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（森本節弘君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） 今の答弁で、阿波市のICT教育の環境整備がある程度進んでいることがわかりました。実際、近隣の自治体と比べても、一定の水準に達しております。また、他の教育予算におきましても、阿波市は教育の充実に力を入れていることも理解し

ております。

学校において情報活用能力の育成、充実の大切さは、論をまちません。また、この効果的な活用は、学力の向上を5%以上押し上げるという調査結果もあります。しかし、阿波市では、まだまだタブレットパソコンの数が少なく、使う学年や学級を調整しなければいけません。例えば、200人に30台としてみますと、あとの170人は、そのときには使えないわけですから、時間割りや学習の内容をやりくりしながら使っているという、こういう現状がございます。また、教室にはなく、パソコン室にあるために、すぐには使えません。一々教室を移動しなければなりません。これがまた時間がかかります。実際の学習場面では、子どもたちはパソコンを駆使しながら、カメラ、お絵描き、ドリル、動画、プレゼン、調査など、多様な学習を進めています。このことから、教室でいつでも使える環境、つまり文房具のように使えることが理想であることは言うまでもありません。また、授業での教師専用のパソコンも必須です。先ほど教育長も触れましたが、教員は一々職員室から運んで使っている、そういう現状でありますので、手間とセキュリティーにも問題があるかと思えます。また、ICT支援員も課題です。先生方は、研修によってスキルは向上しておりますが、まだまだ現場の需要、ニーズはいっぱいあります。教育研究所の研究者は、研究課題によって変化し、ICT教育だけというわけにはまいりません。教育予算をどこに配分するか悩ましいところではありますが、選択と集中によって、さらに洗い直しをしていただきながら、ICT教育のハード、ソフト面の充実によって、情報活用能力をつけ、生きる力の育成に結びつけていただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

次は、2つ目でございますが、再問として、教員の働き方改革についてお尋ねします。

国の働き方改革における施策を受け、昨年度学校における働き方改革について文部科学大臣から諮問があり、中央教育審議会から緊急提言がなされました。そこでは、教員勤務実態調査から教職員の長時間勤務の実態が看過できない状況であり、授業改善を初めとする教育の質の確保、向上や社会での活動を通じた自己研さんの充実の観点からも、学校教育の根幹が揺らぎつつある現実を重く受けとめるべきであり、学校における働き方改革を早急に進めていく必要があると提言されています。学校においては、2020年度の学習指導要領の改訂により、小学校では5、6年生の英語の教科化、さらには道徳も教科化になり、先ほどのICT教育ではプログラミング教育の導入など、教える内容がさらにふえ、授業時数の確保などが課題となっております。

そこで、質問です。

学力の向上や特別支援、保護者対応や生徒指導、中学校の部活動など多くの課題を抱える中で、阿波市では教職員の勤務実態をどのように捉え、改善していくのか、お答えください。

○議長（森本節弘君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 議長の許可をいただきましたので、藤本議員の再問、働き方改革が叫ばれているが、教職員の勤務実態をどのように捉え、どう改善していくかについて答弁をいたします。

議員ご指摘のとおり、教職員の多忙化が社会問題となっており、学校における働き方改革が叫ばれております。昨年12月には、国から学校における働き方改革に関する緊急対策が出され、県においては、本年6月から学校における働き方改革推進チームが設置され、本年度中に実効性のある取り組み事例をまとめて提示するとのことです。学校における働き方改革を進めるに当たっては、教職員一人一人の問題にとどめることは決してあってはならず、全ての関係者がそれぞれの課題意識に基づいて、学校による勤務形態の違いや毎日児童・生徒と向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けての取り組みを直ちに実行しなければなりません。

阿波市におきましても、昨年10月の任意の1週間の時間外勤務調査を実施しましたところ、1人当たり小学校では約11.5時間、中学校では約23時間であり、これは月に換算いたしますと、小学校では約46時間、中学校では約92時間に相当し、特に中学校では過労死ラインとされる月80時間を平均で超えていると、実態が明らかになりました。この問題の解決のためには、まず教職員が働き方についての意識改革をし、これまで不十分であった勤務時間を意識した働き方を進めることから始めることが必要であります。そこで、市内の学校では、2学期よりパソコンを活用して勤務時間記録簿が簡単に作成できる仕組みを導入し、勤務時間を把握することにいたしました。その結果をもとに、管理職との面談を実施し、各個人の働き方を是正、指導することにしております。また、本年度より夏季休業中3日間の学校閉庁日を設け、教職員の休暇取得を推進することになりました。さらに、既に整備されている校務支援ソフトのさらなる効果的な活用を推進し、校務の効率化を進めております。

中学校における長時間勤務の大きな要因として、部活動のあり方が考えられます。スポーツ庁からは、平成30年3月に運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインが出

され、県においても、平成30年4月には、運動部活動のあり方に関する指針が出されました。本市におきましても、これらを受けて、7月に阿波市中学校における運動部活動のあり方に関する方針を策定し、9月から運用をしております。その主な内容は、週2日以上適切な休養日、平日は2時間、休日は3時間の活動時間の設定、市の中学校体育連盟と連携をし、学校単位で参加する体育会などを精査すること、部活動指導員や外部コーチを配置すること、できるだけ複数体制で指導するなどの体制整備を進めるというものでございます。

長時間労働により教職員の健康が損なわれたり、自己研さんの時間が削られたりすると、教育の質の向上は望めません。阿波市教育委員会といたしましては、引き続き教職員が意欲と能力を最大限に発揮できる環境をつくってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（森本節弘君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） 教職員の長時間勤務は、国の働き方改革で大きくクローズアップされました。今の答弁で、阿波市では月当たりの超過勤務が、小学校で約46時間、中学校で約92時間という具体的な数字が出ました。過労死ラインが月80時間とすれば、この中学校の92時間というのは、やはりゆゆしき事態であります。学校における1日の労働時間は7時間45分、60分の休憩が与えられています。しかし、実際に学校現場を見ていただけたらわかるように、60分の休憩をしている教職員は誰ひとりおりませんし、給食も子どもとともに、ぼやっとしている時間というのは、全くと言っていいほど、ない。こういう状態が日常化しております。

ご存じのように、教員には超過勤務手当がなく、4%の教職調整額が一律に支払われているだけでございます。調査から浮かび上がる働き方の数字が、健全な勤務状態とかけ離れていることもわかります。つまり、現場の先生方は、残業手当に関係なく、子どもたちのことを思い、保護者や地域の期待に応えようと、真面目に一生懸命働いています。その結果が、長時間勤務につながっていると思うのです。学校の勤務だけではありません。家に仕事を持ち帰ってするのは、日常の風景となっております。

なぜ長時間勤務になりがちなのか。ほかにも理由がございます。それは、学習指導要領の改訂などで教える内容がふえ、教材研究などの準備に時間がとられること、学習指導や生徒指導、中学校は今おっしゃられたような部活動、そのほかにはさまざまな学校行事や保護者対応、報告書づくりや各種教育計画など、その内容は多岐にわたります。私の経験

からも、いつも何かに追われている、そんな勤務状態でありました。当然、そこでは意識改革が必要なのは言うまでもありません。この対策として、おっしゃるとおり、勤務時間の把握と振り返りは重要です。ただただ勤務で無駄な内容になっていないか、この検証ももちろん要ります。夏休みのお盆の3日間の学校閉庁日も、一步前進です。また、集金などの業務を振り込みにしたり、校務を可能な限り電子化したりすることも効率化につながります。さらに、先ほど教育長が部活の市の方針というのに触れられましたが、こういうことも今後大きな効果を生むのではないかなと期待しております。

学校現場が一番求めていることは、マンパワーです。つまり、人の配置です。徳島県は、国の基準を上回る35人学級を押し進めています。つまり、1人の教員が担任を持つ数をできるだけ減らそうという施策です。阿波市は、このほかにも、市の雇用で、英語講師を6名、学力向上のための助教員を各小学校に1名配置しています。また、国や県は、部活動の指導員の充実にも動いております。そういう意味では、阿波市の教員配置においても大変努力をいただいていることは理解しております。このような人の配置は、教育内容の充実を進めるだけでなく、勤務の負担軽減に大きく貢献しています。今後とも、さらなる充実に努力をしていただきたいと思います。学校でも勤務時間の軽減に向けて教育内容の見直し、校務の分担やチームとしての取り組みを進めていくものと思います。

教職員がゆとりのある生活によって見聞を広め、教養を高めることなくして、豊かな教育は望めません。今後とも、教育委員会には学校現場と対話を深めながら、長時間労働の抜本的な是正を図っていただきますようお願い申し上げます。

次に、ごみ問題について質問をいたします。

私たちの日常生活で、ごみを出さない日はありません。ごみは、阿波市民全ての問題としてみんなで考えていく必要があることだと常々思っております。今回、中央広域環境センターの使用期限が7年後、2025年に迫っていることもあり、一議員として、一市民として、ごみの問題について改めて質問と問題提起をさせていただきたいと思います。

まず1つ目は、ごみ出しのことです。

今、阿波市では、自治会単位でごみステーションを置き、そこを回収場所としております。ところが、高齢化が進む中で、ごみ出しの負担が増してきております。今後、負担軽減をどう図っていくのか、お答えください。

2つ目は、ごみの減量や資源としての再利用についてです。

合併以来、人口は約5,000人減っているのに、ごみの量は横ばい、あるいは少しふ

えているのが現状です。資源の再利用の取り組みとあわせてお答えをお願いいたします。

○議長（森本節弘君） 三浦市民部長。

○市民部長（三浦康雄君） 議長の許可をいただきましたので、藤本議員の一般質問2番目、ごみの問題について、1点目及び2点目を順次答弁させていただきます。

まず、1点目の高齢化が進んで、ごみ出しの負担が増してきているが、どのように負担軽減を図っていくのかについてでございますが、現在本市では、日常のごみ収集にしまして、ごみステーションによる収集を行っております。ごみステーションの管理につきましては、自治会など、地域の利用者の皆様に清掃を含めた管理運営をお願いしております。現在のところ、市民の皆様の積極的なご協力によりまして、美しく適正な利用と維持管理に努めていただいております。この場をおかりして、お礼と感謝の意を申し上げます。

さて、ご質問のご高齢者のごみ出しの負担軽減でございますけれども、議員のご質問は、現在のごみステーション方式を戸別収集との併用、あるいは戸別収集で対応できないのかというご提案かと思えます。

現在のごみ収集をさらにきめ細かく行う場合、現収集体制では賄えないことから、人員やごみ収集車の増加等、収集体制の規模拡大が必要となります。しかしながら、本市に限られた財源の中、現在の規模を拡大するには難しいものがございまして、慎重に検討する必要がございます。今後においては、さらなる高齢化や独居世帯の増加が予想され、これまでになかった不便な点も出てくるかと思われます。本市においても、他の自治体の事例等を参考としながら、対策についての検討を続けてまいりたいと思っております。

次に、2点目のごみの減量や資源としての再利用にどのように取り組んでいくのかについて答弁させていただきます。

まず、ごみの減量につきましてご説明いたします。

各家庭から出される生ごみは、ほとんどが食べ物のかすや食べ残しによるもので、生ごみの約80%以上は水分となっております。生ごみに関しましては、まず残さず食べる習慣をつける、ごみ袋に入れる前に水分を切る、また消費期限、賞味期限の意味を知るなどの知識を得るだけで、ごみの排出量を減らせることができます。このように、家庭におけるちょっとした工夫でも、相当量のごみを減量化することができます。現在、水切りや食品ロスなどの生活の知恵につきまして、広報阿波の7月号から10月号までの計4回、可燃ごみの減量にチャレンジと題した特集記事を組み、市民の皆様にご紹介しておりますの

で、これも参考にされて、ごみの減量化にご協力いただきたいと思います。

次に、資源としての再利用についてでございますが、粗大ごみとして回収した金属類や家電製品、資源ごみとして回収する古紙や古着、そして日常的に回収している空き缶やペットボトル等は、資源としての再利用品として売り払いを行っております。また、瓶や乾電池、木製品など、再利用可能なごみにつきましては、極力再資源化を行っており、再資源化が困難なごみにつきましては、焼却を行っているという状況でございます。

ごみの減量化や再資源化は、本市のみならず、世界規模での問題であることを再度認識し、さらなる減量化、再資源化の方法を模索し、広報等において市民の皆様へ情報提供してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） ある日、私が軽トラックにごみを積んで、自治会のステーションに行っておりました。すると、1人のおばあさんが、猫車にごみを積んで、よいこら、よいこらと、坂道を上っていました。おばあさんの家からごみステーションまでは、数百メートルあります。家のすぐ近くには、隣の自治会のステーションがあるのですが、そこには出せません。このおばあさん、夫は施設に入り、家には体が不自由な息子さんがおいでます。私は、すぐに環境衛生課に行って、こんなご高齢の方のごみ収集についてどうにかありませんかと質問をしました。すると、近隣5軒集まって、私有地を提供したら、ごみステーションの設置の補助がありますよと教えられました。それも、1つのやり方かなと思いましたが、もっと個別の回収とか、ほかに方法はないのかと聞きましたが、今三浦部長の答弁でもありましたように、コストや人手、いろんな問題があつて、現状ではなかなか難しいというお答えでした。

阿波市のごみの回収は、自治会単位で、ステーション方式です。聞いてみますと、約700カ所あると聞いております。それぞれの自治会が責任を持って日にちや内容を守って、環境美化に努力されています。ごみは、臭いやカラス対策、散乱など、とにかく管理するのが難しいものです。しかし、高齢化が進む中で、距離の離れた場所にごみを出すのは大変な負担です。コストだけでは解決できない、ある意味福祉問題です。明日は我が身と感ずるときがあります。ただいまの答弁で、他の自治体の事例などを参考としながら対策について検討を続けるということでもありますので、実際に個別改修に応じている近隣の自治体もありますので、どうか知恵を出して、よりよい解決方法をともに見出していこうで

はありませんか。

次に、ごみの減量と資源化について答弁いただきました。

先ほど、私は、合併以来人口が約5,000人減っているのに、ごみの量が減っていないと申しました。その原因を市の担当者に聞きますと、世帯数は逆にふえていることや過剰包装などの原因が考えられるという答えでした。私、前々からこのことについて自分なりに考えていたんですが、本質的な原因は、やはりごみ出しの意識にあるのではないかと考えております。それといたしますのも、現在の中央広域環境センターの炉は、高性能で、燃やすというよりも、ほとんどのものを高温で溶かすことのできる、熱分解ガス化熔融方式で、公害の危険が極めて少なく、新たにガスエネルギーを発生させ、スラグやメタルなどの資源を生み出すことができるシステムです。立派な施設ですので、早く言えば、ごみ出しにごみ袋にさえ入れておけば、ほとんどのものを可燃ごみとして持っていってくれるのです。水分を多く含んだ生ごみも同じです。市民感覚からすれば、ありがたく便利な施設になっているのです。その一方で、逆に処理費用は高くなります。1トン当たり約4万9,000円で、これは通常の処理方式に対して倍の値段であると聞きました。

ごみの減量に対して市も啓発をしていることは、先ほどの部長の話からもわかります。例えば、ここに持ってきているものなんですが、（資料を示す）これはごみ分別収集便利帳、これは各家庭に年度初めに配布しております。旧4町のそれぞれのごみの分け方、出し方等々について、きめ細かく写真、絵入れ、さらには巻末にはそれぞれ項目ごとに、これは燃やせるごみ、これは資源ごみというふうなことも載っております、大変便利なものでありますし、各家庭で利用しています。さらに、先ほど部長が阿波広報7月号から4回に分けてごみの特集をするということで、ちょうど私が質問しましたら、部長が、ああ、いいタイミングですねと言ってくれましたが、ちょっと残念なのは、ほとんど目立たないところにぼろっとあると。なかなかこれでは、部長、目につきませんねと、ちょっと皮肉まじりに言わせてもらいました。このように、るる努力はされておりますし、先ほども言われましたように、缶や瓶、ペットボトルは資源ごみとして集めています。毎月決められた日に、粗大ごみはリサイクルセンターで回収していますし、さらに生ごみ処理機の購入には補助金も出ております。しかし、結果としては、なかなかごみの減量や資源化には十分結びついていないところもあるのではないのでしょうか。

一昔前は、婦人会を中心とした、ごみ減量の取り組みや学校での資源回収など、官民が一体となってごみの減量や資源化に取り組んでいたときもあるように思います。もちろん

現代でも、一部には地道な取り組みをしているところもあります。例えば、あるスーパーでは、入り口に牛乳パック、トレー、アルミ缶などの回収袋を置きまして、レジ袋の削減、環境に配慮したリサイクルの啓発ポスターの掲示などを行い、市民の皆さんが協力しております。たまたま私、この間地域の方が出していたので、少しインタビューを交えて聞きますと、「こういうことは大事ですね」という、そういう感想をいただきました。また、ある市民グループは、4つのR、リデュース、減らす、リフューズ、断る、リユース、再利用、リサイクル、再資源化を実践しながら、地域環境の美化に努めております。ある小学校では、プルタブとペットボトルのふたを回収して、売った利益を子どもたちの教育に還元しています。また、近隣の自治体でございますが、もみ殻燐炭で生ごみの分解を助けたり、水切りネットやコンポストを勧めたり、資源ごみの回収を積極的にしたりしながら、ごみ減量や資源化に取り組んでおります。

ごみの問題は待ってくれません。2025年に向けて、いま一度官民一体となって、ごみや資源について真剣に考え、実効性ある方策を実行すべきときではないでしょうか。

最後に、再問として市長に質問します。

7年後に迫ってきたごみ焼却炉問題に対して、これから市民に対しどのように情報を公開し、全市民の問題としてどのような協力を求めていくのか、お答えください。

○議長（森本節弘君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 藤本議員からご質問をいただきました、ごみの問題についての3点目、7年後に迫ってきたごみ焼却炉問題に対し、市民にどのように情報を公開し、全市民の問題としてどのような協力を求めていくのかについて答弁させていただきます。

中央広域環境施設組合の次期処理施設の建設に関しましては、昨年10月から2市2町の担当者会や組合幹事会において協議を重ねていたところ、議員もご承知のとおり、去る6月12日の新聞報道で、吉野川市が2025年7月末、平成37年7月末をもって中央広域環境施設組合から脱退する旨の報道がされたところでございます。そういったことから、2025年8月、平成37年8月からは、阿波市、板野町、上板町の3市町が連携し、広域でごみ処理を行うことを確認しております。現在、3市町において次期処理施設の建設に向けた検討を行っているところでございます。特に、次期建設候補地につきましては、現在の施設を建設する際、地元と交わした協定において、20年後には吉野町、土成町以外への施設を建設すると明記していることから、現在は市町村合併により阿波市となっておりますが、阿波市からは次期候補地を出すことはできないと、2町に対して説明し

てまいりました。こうしたことから、板野町、上板町の両町は、それぞれの広報紙を通じまして、両町で新ごみ処理施設の候補地の選定を行う必要があるということを町民に周知していただくこととしております。次期建設候補地の選定が簡単ではないことは重々承知しているところではございますが、1市2町が連携して取り組んでまいりたい、このように考えております。

今後、市民の皆様に対しましては、進捗に応じて説明会を開催したり、パブリックコメント等によりましてご意見を頂戴することとしており、さまざまなご意見をもとに、品質がよりよいものとなるよう計画を進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） ただいまの答弁でもありましたように、徳島新聞紙上に、6月12日、2025、平成37年に吉野川市が中央環境施設組合から脱退する旨の報道がありました。広域処理負担の高さ、次期焼却施設の建設計画の不透明さが主な理由とされておりました。2市2町で行っていた広域行政が、一番大きな吉野川市の脱退によって1市2町になることは、重大問題です。市民の皆さん全てにかかわるごみの問題ですので、大いに関心を持っているようです。私も、何人もの人から、「藤本さん、この問題どうなっとんで」と聞かれました。市長には、今の答弁で、真摯なご発言をいただきました。いずれにしても、私がここで一番お願いしたいことは、市民に対する情報公開ということです。

そこで気になるのが、4年前に起こった、県東部7市町村ごみ処理施設選定における事柄です。これは、既に新聞紙面でも連日大きく扱われましたので、具体的な名前を出して、少し触れさせてください。徳島市、勝浦、佐那河内、石井、松茂、北島の7市町村は、施設の候補地を佐那河内村内の私有地に絞りました。ところが、候補地では、それまでの協議の過程を知らせていないと反発の声が出ました。当時の徳島新聞の記事では、協議会設立から計画案合意までの間、事務レベルの会合が複数回開かれたが、候補地を佐那河内村に決めた経緯や村が承諾した理由、条件などは、地元住民に一切明らかにされていないと載っておりました。その後、地元住民や村議の反対が相次ぎ、結局7市町村長協議会は中止となりました。村長は、広域で進めていた話で、合意形成ができてから公表するという申し合わせだったということで、その苦しい胸のうちを披露しておりました。小さな村が、広域行政の中で生きていく方策をいろいろ探ったのでしょうか。しかし、結果とし

て、住民にとって必要な情報が公開されておらず、強い反発を受けて、計画は頓挫いたしました。

先ほどの答弁で、今後市民に対しては、進捗に応じて説明会を開いて、パブリックコメント等により意見をもらおうとありました。きめ細かな市民目線に立った情報開示と意見交換を重ねてお願い申し上げます。

先ほどの市の広報にも触れました、収集場所の問題やごみの減量、資源化など、さまざまなごみの問題や課題をこういった機会に、広報を初めとした発信手段を通じて、特集として大きく取り上げ、市民の皆さんとともに考え、問題を解決していく姿勢こそ何より大事ではないかなと思っております。

私は、ごみ焼却炉施設建設は、大変な困難が伴う問題であるだろうと認識しております。市長を初め、関係各位の皆さん頭を悩ませ、いろいろな場面で一生懸命努力されておりますし、今後もそうされるでしょう。しかし、ごみ問題は、極めて市民の問題であります。市民一人一人が日々かかわっている問題です。急がば回れと言います。難しい問題であるからこそ、ブラックボックス化することなく、大切な情報は積極的に公開し、市民の協力を仰ぎ、一緒に困難な問題を解決するという姿勢で臨んでいただきたいと、このように思っております。どうぞよろしく申し上げます。

以上、まだまだ勉強不足で拙い内容でありましたが、私に与えられた時間を閉じたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森本節弘君） これで5番藤本功男君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

次回は、明日14日午前10時から一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時50分 散会